

平成26年3月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成26年3月4日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 幸前信雄議員 (1) 介護施策について
(2) 財政指標について
2. 小野田由紀子議員 (1) 生涯を通じた健康づくりの推進について
(2) 子育て支援について
3. 北川広人議員 (1) 平成26年度施政方針について
4. 鈴木勝彦議員 (1) 防災・治水対策について
5. 黒川美克議員 (1) まちづくりについて

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷲 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	杉 浦 幸 七
教 育	長	岸 上 善 徳
企 画 部	長	加 藤 元 久

人事グループリーダー	野口恒夫
地域政策グループリーダー	岡島正明
経営戦略グループリーダー	山本時雄
総務部長	新美龍二
行政グループリーダー	内田徹
財務グループリーダー	竹内正夫
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	木村忠好
市民生活グループリーダー	山下浩二
福祉部長	神谷美百合
福祉企画グループリーダー兼保健福祉グループ主幹	磯村和志
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険グループリーダー	篠田彰
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	神谷坂敏
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	内藤克己
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	平山昌秋
都市整備グループ主幹	田中秀彦
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	杉浦義人
学校経営グループリーダー	中村孝徳

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
主査	杉浦俊彦

議事の経過

○議長（内藤皓嗣） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（内藤皓嗣） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内藤皓嗣） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（内藤皓嗣） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承願います。

6番、幸前信雄議員。一つ、介護施策について。一つ、財政指標について。以上2問についての質問を許します。

6番、幸前信雄議員。

〔6番 幸前信雄 登壇〕

○6番（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました介護施策について、財政指標についての以上2問についての質問をさせていただきます。

まず初めに、福祉行政の中の介護の関係について質問させていただきます。

地方自治法の第2条14項に、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定められており、素直にこの内容を実現しようとするために、実施している事業の効果が何か、また、最少の経費で実現できているのかを検証する必要があると考えて質問させていただきます。

日本社会全体が少子高齢化の影響もあり、世界でも例のない超高齢化社会を迎えようとしている中で介護を支える仕組みづくりが必要であり、避けては通れない現実のものとなりつつあることは言うまでもありません。しかしながら、介護保険制度が平成12年に立ち上がり、立ち上がり当初は全国で介護保険の総費用が約3.6兆円であったものが、平成22年には約7.9兆円と2倍以上の費用となり、高浜市においても介護保険特別会計の予算額が平成12年には約10億円であったものが、平成22年には約21億円と2倍以上の規模になっているのが現実であります。

その間、制度の改定があり、サービスの充実を行ってきてはいますが、今後、団塊の世代と呼ばれる方が介護を必要とする年齢となってきたときに、同じサービスの提供が継続して実施できていくのかどうか不安な一面もあります。現に国のほうでは、要支援の方の介護は国が面倒を見

るのではなく、各地方自治体の制度として地域に合った形に見直すことを求めています。

先日も議員研修として認知症予防の活動をされている国立長寿医療研究センターの島田先生をお招きして講演を聞かせていただきました。

認知症を発症すると、本人とその方を介護する方の生活が一変してしまい、人生が狂うことも、よく新聞等で報道されたりしています。認知症を発症された方の介護疲れによる殺人事件や家を出て行方がわからずに捜索したりと、家族の方の御苦労も大変なものとなってしまいます。

そういった意味でもさまざまな施策が必要であることは十分に理解させていただいている上で、具体的な質問をさせていただきます。

まず1点目に、高浜市の行っている介護の仕組みが幾つかあると認識しています。介護といっても予防介護に当たる仕組みもあれば、軽度の介護を必要とされる方に対する仕組みもあり、重度の方に対する介護もあると考えていますが、今の仕組みがそれぞれの方たちを対象とし、何をねらった仕組みなのかをまずお伺いします。

2点目に、高浜市で行っている介護の仕組みが当初の目的どおり機能したとして、3年後、5年後にどのような姿、結果となることを求めた仕組みであるのかについてお伺いいたします。

アクションプランを作成し、PDCAサイクルを回して結果の確認を行いながら実施していくということを言ってみえますが、それぞれの施策が結果を出せているのかどうか、確認できるようになっているのか、また、手段として有効で効率的なものであるのかについて、どのように検証されているのかを質問させていただきます。

3点目に、それぞれの仕組みの検証の結果、計画どおりに機能していないことも十分に考えられますが、目的は変わらないとしても、方法を見直すことが必要であると考えています。いつのタイミングで見直しをされていくのかをお伺いいたします。

2問目の質問とも関連しますが、財政事情を考えたときに、身の丈に合った仕組みづくりをしていかないと継続していくことが困難になっていくと考えていますので、答弁をよろしく願いいたします。

次に、2点目の財政指標について質問させていただきます。

この質問につきましては、昨年、一昨年の3月定例会でも質問させていただいておりますが、再度、平成26年度の予算案が提出されたということで質問させていただきます。

質問の内容につきましては、昨年質問させていただいた財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率の財政指標が平成26年度予算案をそのまま実行するとどのようになるかという点と、指標以外に市の債務（借金）と市の貯金（財政調整基金を含む基金の残高）がどのようになるかの2点であります。

昨年に続き質問させていただいている理由は、高浜市が現在検討している公共施設あり方検討が進む中で、高浜市の財政状況において理解しておく必要があると考えているからであり、高浜

市が自立した基礎自治体として運営されていくことの継続を必要と考えているからの質問であります。

企業の活動の中でも不況により経営が厳しくなったときに、固定費を変動費に見直す活動が実施されたりしております。これは、身の丈に合った支出に見直す必要に迫られて実施していることですが、行政当局の場合、一度始めた行政サービスを見直すことは、民間企業よりは困難なことが当初から十分に予測できますので、長期的視野で健全な財政運営が実施されているのか、今後どのように対応していけばよいのか、民間企業以上に慎重に検討し実施されることが求められていると考えています。

高浜市の状況を考えても、今後、税収が大きく伸びたりすることは考えにくく、どのように財政運営されるかが大きな課題であると認識しておりますので、今回も質問させていただきます。

以上で1回目の壇上からの質問を終わらせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

〔6番 幸前信雄 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

〔総務部長 新美龍二 登壇〕

○総務部長（新美龍二） 皆さん、おはようございます。

それでは、答弁の順番が異なりますが、幸前議員の御質問の2問目、財政指標につきまして、具体的には2点の御質問をいただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、1点目の高浜市の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率の財政指標が、平成26年度予算案をそのまま実行するとどのようになるのかについてお答えをいたします。

まず、1つ目の指標である地方公共団体の財政力を示す財政力指数でございます。単年度で申し上げますと、平成26年度は前年度と同じ0.98になると見込んでおります。平成22年度以降横ばいの状況が続いてまいりましたが、平成26年度におきましても、市税収入、地方消費税交付金などの増加に伴い、基準財政収入額が増加する一方、基準財政需要額も同様に増加傾向にあり、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ることが見込まれることから、交付団体になるものと予想をいたしているところでございます。

このことから、平成22年度以降5年連続で普通交付税が交付されることとなりますが、交付額につきましては、基準財政収入額と基準財政需要額との乖離が減少していることから、年々減少傾向にあります。また、財政力指数の3カ年平均といたしましては、平成22年度から平成24年度までが0.96、平成23年度から平成25年度までが0.97、そして、平成24年度から平成26年度までにつきましては0.98と推計をいたしております。

次に、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であります経常収支比率でございますが、平成26年度は89.8%と見込んでおり、平成24年度の県下平均である87.2%に近づいた

ものとなっております。

この経常収支比率につきましては、年々上昇傾向にありましたが、平成26年度には、主に平成5年度に借り入れましたやきものの里整備事業の償還が終了したことにより、公債費が大幅に減額すること、また、最少の経費で最大の効果が上がるよう市長査定を初め、予算編成における査定の復活、予算編成会議における優先順位づけなどにより、経常経費の圧縮に努めたことが低下の要因として挙げられるところでございます。

最後に、地方公共団体における実質的な公債費による財政負担の程度を示す指標であります実質公債費比率でございますが、平成26年度は2.5%、平成24年度の決算と比較して2.3ポイント、平成25年度の決算見込みと比較しても1.6ポイントの減と大きく減少するものと見込んでおります。これは、先ほど申しあげました過去の大規模事業に係る地方債の償還の終了、最近の投資的経費の減少から年々減少してきており、財政健全化法における早期健全化判断基準25%を大きく下回っている状況にあります。

次に、2点目の御質問であります平成26年度予算案がそのまま実行されたとして、市の債務（借金）と市の貯金（財政調整基金等）がどのようになるのかについてお答えをいたします。

まず、市の債務、いわゆる地方債の残高でございますが、平成26年度末におきまして、一般会計で約89億2,000万円、公共下水道事業特別会計で約78億9,000万円、市水道事業会計で約7億8,400万円、全体で176億円となり、平成25年度末の残高と比較して、約6億1,300万円の減と見込んでおります。このうち一般会計では、前年度対比約6億円の減となり、中期財政計画で掲げておりました目標であるプライマリーバランスの黒字の堅持を達成するに至っております。

次に、市の貯金であります基金の残高でございますが、平成26年度末では財政調整基金、減災基金、特定目的基金合わせて約18億9,100万円となる見込みで、平成25年度末の見込みと比較して1億2,200万円余りの減となっております。このうち財政調整基金につきましては、平成26年度末では約9億2,900万円となる見込みで、平成25年度の当初予算編成時と比較すると、約2億1,200万円の増となっております。

一方、特定目的基金の一つである公共施設等整備基金では、平成22年度から老朽化する公共施設の整備に備え、前年度繰越金の2分の1相当額を積み立てるといった計画的な積み立てを行ってきたことにより、平成26年度末には約8億500万円となる見込みで、中期財政計画に掲げる目標である8億円を達成している状況にあります。

以上、2点の御質問にお答えをさせていただきましたが、財政指標及び市の借金と貯金のいずれも改善の方向に向かっていることは御理解いただけるかと思えます。

最後になりますが、今後の財政運営を行うに当たっては、議員の御質問の中にもありましたように、動き始めた公共施設のあり方検討と既存の行政サービスとのバランスをしっかりと見きわめ、計画的に管理運営していくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔総務部長 新美龍二 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

〔福祉部長 神谷美百合 登壇〕

○福祉部長（神谷美百合） それでは1問目、介護施策についてをお答えさせていただきます。

急速な高齢化が進み、高齢化率が世界水準に達した平成12年4月に国民連帯の理念に基づいた介護保険制度が導入されました。当時、この制度は地方分権の試金石であると評され、各自治体の力量ははかれることになりました。制度設立当初は、介護重視型のサービスが主流でしたが、その後は、介護が必要となる前からの高齢者の健康づくりや介護予防といった予防重視型のサービスへと転換されてまいりました。

高浜市におきましては、介護保険条例を高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例とし、在宅重視と介護予防を車の両輪と位置づけ、介護予防の推進を当初から図ってまいりました。

それでは、まず1点目の介護の仕組みについて、予防介護、軽度の方に対する介護、そして重度の方に対する介護に分けてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、高浜市が今後も力を入れて取り組んでいくのは、要介護状態に陥らないための予防事業です。これまでの介護予防事業の取り組みの中から代表的な事業について、どういった方々を対象にどのような成果をねらったものであるか、御紹介させていただきます。

1つ目は、平成23年度から実施しているいきいき健康マイレージ事業です。御自分の健康づくりや介護予防に励んでみえる方、地域でボランティア活動をされている方といったお元気な高齢者を応援する事業で、現在855人、全高齢者の10.2%の方々が実際に活動されてみえます。これらの方々は、更新ごとに保健師が面談の上、前回と比較して健康状態がどのように変化したのかチェックしていますが、9割の方が運動能力を維持してみえます。

加齢に伴い運動能力は年々低下するのが一般的ですが、マイレージに登録し、生き生きと活動されてみえる方のほとんどが運動能力を維持していることは、要介護状態に陥らないための予防事業の役割を十分に果たしていると言えます。

2点目としては、介護予防拠点施設事業が挙げられます。宅老所、ものづくり工房「あかおにどん」、IT工房「くりっく」など既存の施設を活用し、地域の皆さんと交流したり、ものづくりを体験したりと高齢者の生きがいの場を創出しています。ただし、近年は要介護認定者の利用もふえてきております。このほかにも健康教室、生きがい教室など、さまざまな介護予防事業を展開しています。

次に、要介護状態に陥りそうな高齢者に対しましては、お達者問診票というチェックリストを用いた上で、リスクの高い方を対象に保健師が早期に訪問し、介護予防事業への参加を促します。運動器の機能向上を目的とした筋トレ教室、口腔機能や認知機能の改善を目的とした「気軽に体

操教室」、閉じこもり予防やうつ予防を目的とした「お元気ですか訪問」などを行い、介護予防を図っています。

昨年度実施した筋トレ教室と気軽に体操教室には、合わせて29人の高齢者が参加され、前年度と比較すると、このうち18人の方は階段や手すりをつたわずに歩けるなど、何らかの改善が図られました。参加者からは、アンケート調査の中で、体が軽くなり疲れにくくなった、ひざの痛みが薄れ、医者に通院しなくなったといった御意見もいただいております。

続いて、軽度の要介護認定者、つまり要支援の方々に対しましては、地域包括支援センターが中心になってアセスメントをし、介護予防ケアプランの作成を行っています。介護予防本来の目的は、単に身体機能を上げるのではなく、毎日の生活の中で本人ができることを少しでもふやすことですが、住みなれた地域で自立した生活を続けていただくための支援であり、必要としている人に必要なサービスを届けば、介護予防は間違いなく効果を発揮すると言われてるように、適切なサービス事業により生活機能の改善を図っております。

重度の介護認定者に対しましては、生活機能の維持を主な目的とし、介護保険制度により居宅介護支援事業所などが本人や介護者の状態を踏まえ、本人の自立支援のために必要な介護サービスを調整しております。

続きまして、2点目の介護事業が目的どおりに機能した場合の3年後、5年後の介護の姿と効果の検証についてと3点目の事業の見直しのタイミングについてをお答えさせていただきます。

介護事業が目的どおりに機能した場合の3年後、5年後の介護の姿ですが、これらの事業が十分に機能した場合の将来像といたしましては、中期基本計画にも取り上げましたが、市民の皆さんが御自身の健康状況を把握して、日常的に自分の健康を守るための活動や運動を行い、健康づくりや介護予防に一人一人が積極的に参加している姿を思い描いております。

介護予防施策の効果の検証の部分につきましては、数値による可視化はなかなか難しく、具体的な数字ではあらわしにくいものもありますが、本市の場合、介護保険制度の導入時からさまざまな介護予防事業を展開してまいりましたが、同時に幾つかの課題も浮かび上がってまいりました。例えばボランティアの高齢化が進み、新たな担い手が不足していること、事業の参加者や施設の利用者の流動化が図れていないことなどの課題が挙げられていました。

加えて、一昨年にこの生涯現役のまちづくり調査研究委員の皆さんがおおむね60代から80代の高齢者を対象としたニーズ調査を実施し、ふだんの生活状況や趣味・特技、これから取り組んでみたいことなど聞き取りをいたしました。その結果、男女とも3割の方が、最近外出頻度が減ってきたと回答されました。自宅への閉じこもりは生活が単調で不活発なため、要介護状態や認知症に陥るリスクが急速に高まるということになります。

事業の見直しのタイミングということですが、個々に事業を見直すというよりは、これらの幾つかの課題に対して総合的に取り組み、さらに公共施設を初めとした地域の資源、今ある財を活

用し、包括的に取り組んだ事業が平成23年10月から調査研究を始め、昨年11月から動き出した生涯現役のまちづくり事業ということになります。

現在、公共施設を初め地元の商店や企業など、町なかにある地域資源を活用して健康自生地と呼ばれる居場所を35カ所認定し、PRをするとともに高齢者に外出の機会を提供し、自宅への閉じこもり防止を図っています。

気の合う仲間と出かけ、地域の皆さんと交流を図ることは、介護予防に効果があるとともに認知症予防にも有効であることから、今後も健康自生地をふやし、積極的に推進してまいります。

効果として、高齢者の中にはスタンプラリーのポイントを集めるために、たくさんの健康自生地をめぐる方もお見えになり、利用者の流動化も図られるようになってまいりました。さらに、元気な高齢者には健康自生地の担い手側に回り、居場所の管理・運営に一役買っていたいただいております。今までボランティア活動をされていなかった方が健康自生地の簡単なお手伝いだったら可能であることから、新たにいきいきマイレージに登録をされ、参加者の受付や会場の準備、片づけなどに汗を流してみえます。

一人一人が健康自生地の担い手という役割を持ち、自分が必要とされているという責任感を生み出すことにより、生きがいとやりがいの創出につながっています。

介護事業が目的どおりに機能した場合の3年後、5年後の姿に戻りますが、この生涯現役のまちづくり事業が十分に機能すれば、市民の皆さんが自宅に閉じこもることなく、みずからの意思で外出し、お気に入りの居場所をめぐることで地域の皆さんと交流したり、あるいは役割を持った居場所で地域貢献に励んだりして、張り合いのある充実した毎日を送っていただけたらと考えております。

先進市の中には、カジノなどの介護予防プログラムを実施して効果を検証し、より効果的な介護予防事業への展開をされている自治体もありますが、生涯現役のまちづくり事業として、地域の方とともに取り組む本市のやり方は、時間も手間もかかりますが、介護予防が日常生活の一部となり、地域の文化・風土として介護予防に強いまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

最後に、認知症予防では、介護予防と言いかえてもいいかもしれませんが、来年度から国立長寿医療研究センターとの共同事業が始まり、4年間という中で認知症予防の効果がしっかり検証されると考えております。

ポピュレーションアプローチはまちづくりの視点で、ハイリスクアプローチは、より専門的な視点でというように、めり張りのある一人一人の元気と健康づくりを応援する事業を展開してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔福祉部長 神谷美百合 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 答弁ありがとうございました。再質問させていただきますけれども、まず、1点目に介護施策についてのところで質問させていただきます。

介護施策が予防介護に重点を置く必要性も十分に理解できますし、介護を必要としない生活が本人にとっても、その御家族にとっても一番幸せであることに疑いはございません。

そこで、少し視点を変えて質問させていただきます。団塊の世代の方々が介護が必要になってきたときに、75歳以上の方々に何も手を打たずにそのときを迎えたら、例えば介護認定を受けている方がどれくらいの人数になってしまうのかを想定されているようであればお答えいただきたいと思います。

また、予防介護をした結果、その方々をどのレベルまで減らしていくのか、そういう視点での御答弁をお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 福祉企画グループ。

○福祉企画G（磯村和志） 本年1月の介護保険事業状況報告によりますと、本市の75歳以上の第1号被保険者は4,062人で、このうち要介護認定者は1,197人、認定率は29.5%という状況であります。一方で、団塊の世代の方々が後期高齢者となる2025年には、本市の75歳以上の第1号被保険者は5,703人にふえると見込まれております。

もしも議員御質問のとおり、介護予防に何も手を打たず、そのときを迎えた場合、認定率の改善は見込まれず、1,682人が要介護認定者になると想定されております。つまりわずか10年でおよそ500人も要介護認定者がふえるということになります。

したがって、このような深刻な事態を回避するためにも、生涯現役のまちづくり事業を初めとした介護予防事業に力を注ぎまして、多くの高齢者の皆さんが要介護状態に陥ることなく、健康で生き生きとした毎日を送っていただきたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） 答弁ありがとうございます。最終的には、きっと今の、希望ですけれども、人数的には1,197名、それぐらい抑え込むように、抑え込むと言うと失礼ですけれども、現状維持ができるようなというのが理想かなというふうに思います。しかし、現実はいろいろ問題ございますので、それに対してどういう手を打っていくかというのは今後の課題になるかと思っております。

それと、今御説明いただいた介護予防の話なんかでも、いろいろ市の施策としてやられていることはたくさんございますけれども、それ以外でも、私見ていて感心するのは、早朝から公園でグラウンドゴルフをされている方がたくさんみえます。あの方たちというのは、グラウンドゴルフされて体を動かしながら、その中でいろいろおしゃべりをしながら生き生きと活動されて、プラス公園のところの整備ということで、グラウンドゴルフを始められる前は雑草が生い茂って汚い公園だなと思ったのが、あの方たちがグラウンドゴルフをやっていただくおかげで、早朝の時間にまず公園の整備、草抜きからごみ拾い、こういうことをやっていただいて、その後午前中い

っぱいぐらいですか、グラウンドゴルフされて楽しまれて、午後から、その公園を使って近くの子供さんたちが遊んでみえる、非常にいい関係ができていのかなどというふうに思っております。

そういうところが、わざわざこちらからというのではなくて、そういうところもやはり視野に入れながら、自分たちが自主的に行動できる、そういうことを後押しできるようなことをお願いさせていただきたいと考えております。

2点目に、財政指標についてのほうの質問に関してです。財政指標についてですけれども、1点目に財政力指数の答弁で、平成26年度は前年並みの0.98の答弁をいただきましたけれども、税収増の状況であり、また公債費も減額となっている状況で、なぜ財政力指数が平成25年度と比べて改善していかないのかという理由として、基準財政需要額が増加しているという答弁でしたけれども、具体的に基準財政需要額を押し上げている理由は何なのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（内藤皓嗣） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 基準財政需要額の増加の要因でございますが、主なものといたしましては、高齢者の人口が増加していること、それから生活保護の被保護者、障がい者福祉サービス、介護保険サービスの利用者が増加している、こういったことに伴いまして、その所要額が増加の傾向にあることから、高齢者保健福祉を初めとした社会福祉関連の需要額が増加するというふうに見込んでいるところでございます。

御指摘のありました公債費につきましては、平成26年度大幅な減というふうになりますが、需要額に算入されている公債費はないというふうを考えております。その一方で、22年度に借り入れをいたしました臨時財政対策債、7億円ぐらいあるんですけれども、その元金の償還が発生してくるということで、公債費の需要額につきましては、トータルとしては増額するというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（内藤皓嗣） 幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、続きまして、財政指標の関係で質問させていただいているのは、毎年単年度の予算で伺っていますけれども、基本的にはこの先どうなってくるんだと、今年度の予算はこれでもいいのかと、将来の需要に対してそれだけの構えができていのかという視点で質問させていただいておりますので、そういう意味でいいますと、平成26年度予算編成に当たり数年前から中期財政計画を策定され、その中期財政計画に基づいて年度予算編成に当たられていると伺っていましたが、昨年度、中期財政計画を策定されなかった理由は、以前から要望させていただいておりますが、財政需要がふえ続ける中で、先を見通した上で財政計画を立てる必要性は十分御認識いただいているものと考えておりましたが、今回、策定されなかった理由についてお伺いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） まずもって、財政計画について御心配をおかけしていることにつきまして、おわびを申し上げます。

ただいま作成中の財政計画でございますが、さきの臨時会でも答弁をさせていただいておりますが、中期基本計画のアクションプランとの整合性を図ること、また、国や県の動向、最新の税制改正の内容を反映させたものとする、そして、今後市にとって大きな課題となります公共施設保全計画の内容を反映させたものとする必要があると判断をし、公表の時期を変更いたしております。

臨時会では、公表の時期を4月といたしておりましたが、今回の補正予算の繰越明許費にもありますように、公共施設保全計画につきましては、若干の遅れが生じておりますことから、財政計画の公表の時期につきましても、これに応じてお示しをしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 6番、幸前信雄議員。

○6番（幸前信雄） ありがとうございます。いろいろ事情があつてつくれなかったということなんですけれども、基本的に計画があつて、それに対してどうなったか、PDCAの基本なんですけれども、計画がないところ実行はあり得ないというふうに思っていますので、こういう方向に向かっているという指針だけは必ず、今回はたまたま諸事情で示せないということでしたけれども、今後は継続いただきたいなというふうに考えております。

いろいろ御答弁いただきましたけれども、最後になりますけれども、朝の新聞で夕張市の関係の記事が最近、日経新聞なんですけれども、出ております。財政破綻されて、その後こういうふうになって、行政サービスが低下するところを市民の方に御理解いただきながらということをつらつら書かれております。そういうふうにならないために、やはり将来的に高浜がどういう姿になっていくことを望んでいるのかという、そういうことをやはり示していただいて、事業としてもう一つお願いしたいのは選択と集中、これは必ず出てまいると思うんです。選択と集中する場合に、高浜市にとってどうだという視点で判断いただきたいというふうに考えております。

というのは、先日、公共施設のときに秦野市さんから担当の課長補佐の方ですか、説明にいられております。利用者に聞くと、必ずその施設は必要だということをおっしゃいます。ただ、秦野市としてどう判断する、高浜市としてどう判断する、この基準を持って判断していただかないと、ある特定の受益者のためにこれを継続する、市は破綻して継続する、こういうことは基本的に考えられないと思っておりますので、あくまでその判断の基準というのは、高浜市にとってこれからどうだという基準、その視点で御判断いただいて、御提示いただけないかなというふうに考えておりますので、今後、厳しくなったときにどうするかということは、高浜市にとって将来どう

なんだという視点で御判断いただくようお願い申し上げて、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は10時50分。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、小野田由紀子議員。一つ、生涯を通じた健康づくりの推進について。一つ、子育て支援について。以上2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

〔16番 小野田由紀子 登壇〕

○16番（小野田由紀子） それでは、通告の順に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、生涯を通じた健康づくりの推進について。

（1）女性の健康維持、更年期を健やかに過ごすための支援について。

2012年の日本人の平均寿命は、女性が世界1位、男性が世界で5位となりました。しかしながら、世界一の長寿国になったから世界一幸せな国ではないようです。経済協力開発機構が発表しました幸せな国ランキングの2013年は、日本は21位、イギリスの大学が発表しました国民の幸福度ランキングでは、日本は90位と平均寿命の長さイコール幸福の尺度にはなっていません。

このような状況の中、どうしたら健康な長寿を迎えられるかなど、官民を挙げて大きな意識の変化と実践が見られるようになってきました。急速な高齢化の波が押し寄せ、特に中高年女性の健康問題に深い関心が寄せられるようになっていきます。それらの中で更年期をどうとらえるか、あるいはどのように乗り切るかに関する報道もしばしば行われるようになっていきます。

更年期は女性なら誰もが避けて通れない期間です。現在、更年期医療にかかわる環境も大きな変化を見せていますが、更年期医療は更年期障害の治療を担うだけにとどまらず、今や閉経女性の健康管理や予防医学を実践する場であることの意識が定着してきたと言われております。

健康寿命という概念が提唱され、健康寿命をどのように伸ばすかということを目指して取り組みが行われるようになりました。女性にとって卵巣機能が停止する更年期は、精神的にも身体的にも節目であり、その更年期をどのようにとらえ、どのように過ごせるかがその後の人生の命運を決めると言っても過言ではないと言われていきます。

日本女性の閉経年齢は50歳ごろで、100年以上前から変わっていません。ところが、平均寿命は約86歳、更年期を迎えるまで女性は女性ホルモンによって体も心も守られてきました。しかし、更年期になると崖から転げ落ちるように女性ホルモンが減少し、その後の人生を約35年間も長生

きできるようになりました。50年前なら更年期は初老だったのかもしれませんが。100年も前なら、もうそろそろお墓に入る準備をしていたかもしれません。こんなに長生きできるようになったのですから、ぜひ幸福感を実感できる人生を送っていただきたいと心から願うものです。

しかし、いまだに更年期に更年期症状、また更年期障害で苦しむ女性が大勢みえます。症状も人それぞれで、全身のありとあらゆる器官に及ぶということです。最もつらい症状が不安感、うつ状態、不眠、いらいらでやる気が出ないと訴える方が非常に多く、意欲低下、おっくう感とされており、今まで何なくできていたことができなくなる、お料理や手芸、スポーツ、旅行など自分の楽しみだったものができなくなれば、余計に落ち込んでしまいます。更年期障害は更年期のうつ病と紙一重とも言われております。本当の苦しみは本人にしかわからず、家族や周囲の人の理解が必要です。中には、ほとんど症状もなく元気に過ごされる方もいて個人差があるようです。

1997年から更年期医療に携わってこられました東京共済病院婦人科部長の栗下昌弘先生は、更年期障害の治療の中でホルモン補充療法HRTは、まさに主役の座にあり、特効薬と言える存在ですと言われ、多くの患者さんが見る見る改善していく姿を見れば、この治療は理にかなっているばかりでなく、進めていくべき医療だとも言われております。国におきましても、2009年にホルモン補充療法のガイドラインが作成をされ、更年期医療にとりまして極めて有用な指針となっているとのことです。

更年期の痛みや苦しみを我慢して過ごす時代にピリオドを打って、更年期を快適に過ごすためにはどうすればいいのか、その後の人生の輝ける門出となるような準備期間ととらえられるよう、そして、老年期を快適に健康で過ごしていただけるよう、本市におかれましても、今後更年期を健やかに過ごしていただくための取り組みが必要ではないでしょうか。現代の女性は社会で働き、活躍しながら仕事に家庭に子育てに大変忙しく、本当は更年期で悩んでいる暇などありません。ストレスの多い現代を生き抜くためにも、更年期を健康で元気でなければ乗り越えられないと思います。

更年期は日本女性にとりまして人生の折り返し地点、寿命が延び、貴重な時間をせっかく手に入れたのですから、後半戦の人生30年から40年、元気で若々しく生きたいと誰もが願っています。本市にお住まいの女性が更年期を健やかに過ごしていただけるような情報を広報等でシリーズで掲載したり、講座を開催してはどうでしょうか。当局の見解をお尋ねいたします。

次に、(2) ロコモティブシンドローム（運動器症候群）対策について。

ロコモティブシンドロームとは、具体的に骨や関節、筋肉などが衰えると寝たきりになったり、介護が必要になったりする状態のことです。2010年の国民生活基礎調査をもとに要支援や要介護になる要因につきまして、骨折や転倒、関節の病気、脊髄損傷を合わせた運動器の障害が一番多く、第2位の脳卒中を超えてしまいました。予防には、日ごろからの適切な運動習慣が必要との

ことです。

日本整形外科学会は、2007年にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群・メタボ）に倣い、歩行時などに膝が痛む変形性関節症や骨がすかすかになる骨粗しょう症、加齢で骨が変化して腰痛になる変形性腰椎症など、運動器の障害を意味するロコモティブシンドロームを定義しました。ロコモティブは骨や関節、筋肉、神経など体を動かす組織全てを指す運動器のことですが、それがうまく機能しなくなったことをロコモティブシンドロームといい、略してロコモとも呼ばれております。今後、高齢化が進みロコモが急増すれば、要介護や寝たきりの高齢者の増加を招くおそれがあるのではないのでしょうか。

一般的に知られていますメタボに比べロコモの知名度は低く、昨年春に日本整形外科学会が実施しましたインターネット調査によりますと、ロコモを知っているのは26.6%で、2010年には約17%でしたので3年間で前進したとはいえ、特定健診、保健指導、メタボ健診の効果で認知度が90%を超えるメタボには及ばない状況です。

このため厚生労働省は、認知度を高めようと健康増進の基本方針である健康日本21第2次で、ロコモを知っている人の割合を2022年度までに80%にふやすことを目標に掲げています。日本整形外科学会は、2010年に予防、啓発のためのロコモチャレンジ推進協議会を設置し、ロコモ予防のPRにも努めています。これまでに7つのロコチェックによってロコモ予防を呼びかけており、昨年には新たに、将来ロコモになる可能性を判定するロコモ度テストがつくられました。また、運動機能の低下は20代、30代から始まっているので、より早い段階で将来のロコモリスクがわかれば、生活習慣の見直しなどで効果的なロコモ予防ができるということです。若い世代にもロコモ予防の大切さに気づいてほしいと思います。

ロコモを予防すれば、介護を受けたり寝たきりになったりせず、健康面で支障なく日常生活ができる健康寿命を延ばすこととなります。本市におかれましても、ロコモ対策の普及や啓発にぜひ取り組んでいくべきと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、子育て支援について。

（1）産後ケア事業の推進について。

子供を産み育てやすい社会を実現するには、妊娠から出産、子育て期までの切れ間のない支援が重要です。核家族化が進行し、地域のコミュニティーも希薄化する中、1人で悩み孤立する母親もいます。自分の両親が高齢だったり、働いていて全面的に頼れないケースもあります。中には、孤立しがちな母親が育児疲れや不安などから産後うつに陥ったり、子供への虐待、最近では殺害事件にまで至ってしまうケースもあります。近年さまざまな事情で公的な支援の必要性が高まっているようです。

このような中、出産直後の母子の心身をサポートする産後ケアの取り組みが注目をされており、助産師などが付き添って授乳指導や育児相談を行うもので、母親にとりまして、とても心

強い存在とのことです。

東京都世田谷区と武蔵野大学が共同で平成20年に開設しました武蔵野大学附属産後ケアセンター桜新町は、予約がなかなかとれないほど人気で、宿泊とデイサービスを含め20年度の利用者は約300人で、23年度では730人に上ったとのことです。出産後4カ月未満の母子が宿泊や日帰りで滞在でき、24時間体制で助産師や専門スタッフが母子を支援するもので、児童相談や授乳、沐浴指導、乳児の健康状態管理などが行われております。萩原玲子センター長は、「お母さんが頑張り過ぎないような育児を教えています。ゆっくりお母さんになってください」とメッセージとして掲げているとのことです。

国立保健医療科学院、特命統括研究官の福島富士子さんは、それぞれの地域に合った産後ケアのあり方につきまして、産後ケアは児童虐待防止対策という側面のほか、ワーク・ライフ・バランス、少子化対策、さらに経済成長戦略などに関連づけて論じられることもあるが、妊娠、出産、産後という流れの中で母親目線に立った支援が地域で必要です。今は産婦人科医不足で出産後、わずか数日で退院させられ、体力が十分回復しないまま、後は母子の自助努力に任せられることになりがちです。高齢出産がふえているが、里帰りしても自分の父母も高齢化していて、十分な手助けを受けられない。中には両親を介護しつつ出産しなければならないこともある。仕事が忙しい夫は当てにできず、孤立化を深める母親が多くいます。産後ケアはサポート型とサービス型に大別し、支援拠点を新設するか委託事業として地域の社会資源を使って実施するか、あるいは自宅への訪問支援のほうが適しているのかなど、母子のニーズにきちんと応える産後ケア事業を各地域で展開してほしいとの思いから、昨年8月、産前産後ケアの普及に向け、一般社団法人産前産後ケア推進協会を立ち上げられました。

また、厚生労働省は、来年度予算の概算要求で、妊娠・出産支援を大幅に強化し、産後ケア事業を含むモデル事業の実施を盛り込み、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業には5.2億円、助産師らによる相談支援やシニア世代が話し相手になるなどの支援を行う産前産後サポート事業には2.3億円を計上し、全国に40市町村での実施を目指しております。

本市におかれましても、子育て支援には積極的に取り組んでくださっていますが、今後は母子を支える出産支援としまして、産後ケアにも前向きに取り組んでいただきたいと思います。当局の見解をお尋ねいたします。

次に、（2）病児保育の開設について。

女性の社会進出が進み、子育てしながら働き続ける女性がふえてきました。しかし、企業や人の意識は旧来からの男性中心のシステムから抜け出せず、子供の病気や学校の行事など、まだまだ子供のために休暇をとりにくい状況になっているようです。就労以外でも親自身の病気や冠婚葬祭などにより、どうしても子供を家で見られない場合もあり、緊急時に頼れる先が少ないのが現状のようです。

こうした中、働きながら子育てをしている親にとりまして最も困ることは、子供が病気のときの対応であると言われてしています。1日、2日の休暇ならやりくりして何とかなくても、3日目になると厳しくなります。仕事の状況によっては、1日さえもどうしても休めない場合も出てきます。こうしたとき、子供が安心して静養できる環境をつくり、保護者にかわって適切な保育、看護を行える病後児保育はなくてはならない存在です。

本市におかれましても、平成23年4月からいきいき広場の3階に場所と担当窓口を変更し開設がされています。病後児保育は、お子さんの病気が回復期に預かるもので、子供は小さいころはたびたび熱を出します。時には月に2回、3回と熱を出すこともあり、その都度仕事を休まなければならないので、時には会社の理解が得られず退職ということにもなりかねません。

安心して子育てと仕事が両立できるように、刈谷市では病気の回復期に至っていないお子さんを預かる病児保育が開設をされています。本市におかれましても、働くお母さんがふえてきましたので、今後、病児保育が開設できますよう前向きに取り組んでいただきたいと思います。病後児保育の利用状況や今後の課題につきましてもお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問終わります。

〔16番 小野田由紀子 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

〔福祉部長 神谷美百合 登壇〕

○福祉部長（神谷美百合） それでは、1、生涯を通じた健康づくりの推進について、（1）女性の健康維持、更年期を健やかに過ごすための支援についてお答えさせていただきます。

御質問のとおり、必ず更年期を迎える女性にとって、更年期を健やかに過ごすことが大きな課題です。女性は生まれてから小児期、思春期、性成熟期、そして更年期とそれぞれの段階ごとに体と心の様子が変化していき、その変化には女性ホルモンが大きくかかわっています。女性ホルモンは妊娠、出産に適した性成熟期を終えると、だんだんその働きが衰え、分泌量が減少していきます。女性ホルモンはコレステロールの増加を抑えたり、骨からカルシウムが減らないようにするための働きもあるため、分泌量が減少すると病気がふえていきます。また、糖尿病や高血圧症などメタボリックシンドロームや子宮体がん、乳がんなどの発症リスクも高まり、更年期以降は骨粗しょう症やアルツハイマーになりやすくなります。

一方で、更年期は女性の誰にでも起こる全身の変化であり、まずは女性ホルモンの低下によって起こり得ることの予防法や対処法についてきちんと知ることが大切であり、そうすれば安心して生活を送ることができます。とりわけ40代の女性は家事や仕事に追われて忙しい日々を過ごしているため、どうしても自分のことは二の次になりがちとなります。ちょっとした不調も我慢してやり過ごしてしまい、病院から足が遠のいてしまいます。本当は女性ホルモンの低下によって不調があらわれるようになるこの世代こそ病院を上手に利用することが大切です。

不調を訴えてから病院に行くのではなく、かかりつけ医を見つけ、定期的に受診することも必要です。そうすれば病気の早期発見も可能となります。かかりつけ医と相談していただければ、御質問にありましたように、更年期の症状を改善するため女性ホルモン補充療法HRTによる治療も可能となります。

市としまして、最近ですと商工会婦人部から健康教育の依頼があり、この3月に保健師が出向き、女性ホルモンや更年期についての説明を行わせていただきますが、こうした機会をふやすとともに、更年期への対応についての普及啓発に努めていきたいと考えています。

このように女性には乳がんや子宮がん、そして更年期など女性特有の疾病があり、男性と比較して疾病のリスクが高くなっています。引き続き子宮がん検診、乳がん検診などの無料クーポンによるがん検診の受診勧奨を初めとした女性への支援策を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、(2) ロコモティブシンドローム（運動器症候群）対策についてお答えさせていただきます。

少子高齢化が進む中で健康寿命の延伸を実現していくためには、生活習慣病を予防するとともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要となります。将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子供の健康増進が重要であるとともに、高齢化に伴う機能の低下をおくらせる高齢者の健康に焦点を当てた取り組みが求められています。

一般的には、歩行速度が速い高齢者ほど生活機能を維持しやすく、余命も長いことが知られており、歩行速度は要介護状態に対する予知因子と言えます。高齢者における歩行速度は65歳以降、緩やかで直線的な低下を示し、女性では75歳以降、男性では80歳以降に日常生活に支障が生じると言われており、歩行機能の維持向上に代表される運動器の健康は重要なものとなります。

議員御質問のロコモティブシンドローム（運動器症候群）は、運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態とされています。国民の健康づくり運動である健康日本21において、このロコモティブシンドロームを認知している国民の割合の増加を目標としたのは、このことが認知されることにより個人の行動が変化し、運動器の健康が保たれ、介護を必要となる割合を減少させることが期待できるからという理由によるものです。

この健康日本21では、ロコモティブシンドロームの認知度の向上を目指し、平成34年度の目標を80%として掲げています。この80%という数値は、メタボリックシンドロームの認知度と同じ数値となっており、非常に高い目標値となっています。このことはロコモティブシンドロームに対する強い危機感のあらわれであると認識をしております。

同じく健康日本21では、高齢者の健康の分野の目標として、介護サービスの利用者の増加の抑制、認知症機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上、そしてロコモティブシンドロームの認知度の向上と、どの目標も運動機能や認知機能、体力の維持、向上を図るための予防に重点を置き

た目標となっております。

市としましては、現在進めています生涯現役のまちづくり事業や来年度から国立長寿医療研究センターと共同で行う運動、栄養、知的活動などの非薬物療法による認知症予防事業など、疾病予防や介護予防を重点に置いた取り組みを進めてまいります。

また、現在の市が実施する介護予防教室においても、足の筋力を鍛える運動を事業に取り入れるなど、ロコモティブシンドロームを視点に置いた取り組みを行っており、引き続き普及啓発を含めた取り組みを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2、子育て支援について、（1）産後ケア事業の推進についてお答えさせていただきます。

少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化など、さまざまな理由により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきています。また、出産や子育てについて保護者の不安や負担がふえてきており、身近な場所で妊産婦を支える仕組みが必要となっております。

国においても少子化の問題は、結婚や妊娠、出産など個人の考え方にかかわる問題であり、個人の選択が最優先されるものである一方、少子化などによる人口構造の変化は、国の社会経済システムにかかわる問題であり、社会的課題であると認識し、地域における少子化対策の強化を図り、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を目指すこととしております。

市では、平成23年4月よりこども発達センターを開設し、発達に課題のある子供を中心に3専門職（臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士）を配置し、早期支援に取り組んできましたが、親子支援については課題が発生してから支援が始まることもあり、妊娠時から継続してフォローすることにより発生を未然に防ぐことも可能となることなど、妊娠から出産、産後を含めた一貫した支援体制を構築することが次の課題であると思っています。

とりわけ産前への支援策につきましては、ここ数年の中で妊婦健診が14回となるなど健診体制は充実していますが、産後ケアについては、世田谷区のような先進的な取り組みはあるものの統一したケア体制は構築されていないことから、進め方について検討していたところ、議員が御質問の中で紹介された国立保健医療科学院の福島富士子さんに昨年12月に高浜市のいきいき広場にお越しいただき、高浜市の子育ての現状をごらんいただく機会がありました。いきいき広場のこども発達センターや保健センター、社会福祉協議会の家庭的保育事業や連携体制としての福祉の窓口を直接見ていただくことができ、また各種の健診事業や高浜市における子育て関連施設についてもお話をさせていただきました。

いきいき広場の施設や取り組む事業については、福島さんから、「事業ごとに見るとかなりの充実した支援ができています。あとはこれらをつなげ、切れ目のない支援としていくことですね」という助言をいただきました。引き続きお会いする機会もあり、高浜市という地域の中でどのように進めていけばよいのか御指導いただいておりますので、このことが今後事業を展開していく上で

非常に心強く思っております。

市では、これまで保健師の業務を母子保健担当と成人保健担当といった年齢による業務の割り振りを行っていましたが、平成26年度から地区担当制を導入し、地域の妊産婦から高齢者まで全ての年齢層を支援する地区担当保健師「マイ保健師」への転換を検討しております。この地区担当保健師「マイ保健師」が支援の中心となり、地域の中での子育ての状況や家庭環境を具体的に把握し、子供の成長や環境に応じた支援を行うことができるよう、また、結婚、出産を希望する全ての世代が安心して産み育てる地域を実現できるような新たな事業展開を検討していきます。

フィンランドではネウボラという制度があるとお聞きしております。妊娠から継続して同じ保健師が担当し、支援を行うことが特徴で、今後の参考としていきたいと考えています。

また、地域の実情に応じた事業展開として、現状ありますこども発達センターなどいきいき広場の子育て支援機能や子育て支援センターとの連携体制などを中心に事業を構築し、国の地域少子化対策強化事業のモデル事業として進めていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

(2) 病児保育の開設についてお答えさせていただきます。

御質問の病児保育を初めとした子供さんの病気やけがなどの看護体制については、事業主による働きやすい職場環境からの支援策と病児、病後児保育などの保育サービスの両面から支援することが必要であると考えています。平成17年4月の育児介護休業法の改正では、小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出により年間5日を限度として病気、けがをした子の看護のために休暇を取得することができることとされました。さらに、平成22年の改正では、負傷や疾病に加え、予防接種が取得事由に追加されるなど、より休暇を取得しやすい内容に改正をされています。

次に、市が実施をしています病後児保育事業は、国の事業としては休日・夜間保育事業とともに保育対策等促進事業の枠組みの中で実施されており、保育を補完するものとして位置づけられています。また、市では病後児保育の対象児を病気回復期にあり集団保育が困難であること、保護者の勤務の都合により家庭で育児を受けることが困難であることとしており、対象の中心は保育園児となり、園での保育を受けることができない場合の緊急時の対応を担っています。一方で、実際の場面では、医師の診察により疾病の状況を記載した医師連絡票に基づき受け入れることとなり、保護者から勤務の必要性により病後児保育の依頼を受けた場合であっても、病気の回復期であると医師から認められないケースでは受け入れができません。

この病児・病後児保育については、国の病児・病後児保育事業実施要綱において、病児対応型は児童が病気の回復期に至らない場合であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を専用スペースで一時的に保育する事業であるとしています。また、病後児対応型は、児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間において保育する事業としており、対象範囲が病児保育と比較して、より限定されたものとなっています。加えて国の補助基準では、

年間の延べ利用件数が10人以上に満たない場合は補助対象とならないことから、高浜市が実施している病後児保育事業は市の単独事業として行っております。

一方で、議員御質問のとおり病児、病後児の保護者にとっては、子供の病気により仕事に支障が生じる場合もあります。病後児については、市で受けさせていただきますが、病児については対応できないため、現在では東浦町の病児保育を御案内させていただいております。東浦町の病児保育は町民だけでなく、広域的に他市の方も受け入れていただけることから、病児を預かっていただく施設の選択肢として、保護者の方に御紹介させていただいております。この施設は医療法人が運営し、開設時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで、保育の定員は6人となっています。

これまで高浜市の病後児保育は、現在の高浜分院の隣の保健センターで実施をしておりましたが、平成23年4月よりいきいき広場に病後児保育室を設け実施しています。利用実績では、平成24年度は利用者がありませんでした。本年度は2人の利用で、延べ4日間の保育となっています。こうした病後児保育の利用状況を見ましても、市単独で病児保育まで拡大して実施したとしても需要が見込めないことから、病児保育を実施していくことは考えておりません。

保護者の方には病後児保育を御案内させていただくとともに、必要に応じ病児保育の御紹介をしていきたいと考えていますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔福祉部長 神谷美百合 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、再質問させていただきたいと思います。

初めに、更年期を健やかに過ごすための支援につきましてお尋ねいたします。

更年期の支援策としまして、現在、市が行っている事業はありますでしょうか。それから、先ほど御答弁の中で、商工会婦人部の健康講座のお話を伺いましたけれども、こういった内容で今後考えていかれることがあるのか、そのことについてお尋ねします。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） お答えさせていただきます。

更年期の分野で市民の方から相談いただいた場合は、保健師が健康相談という形で対応をさせていただきます。また、市では健康づくり推進委員を各町内会から御推薦いただいております。委員の皆さんは地域の健康づくりの推進役ですので、この推進委員の皆さんの研修会の中で一度時間をとらせていただき、更年期について保健師からお話をさせていただくといった機会をつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 今後は町内会の健康づくり推進委員の皆様を対象に更年期の過ごし方

についてお話をしてくださるということで、大変心強く思います。こういった健康づくり推進委員の皆様というのは、町内会それぞれの地域で御活躍をされている立場の方々でございますので、今後、更年期障害に悩んでいらっしゃる方がみえましたらアドバイスをしていただけるとありがたいな、また更年期の健やかな過ごし方について広がっていけばいいなというふうに思っております。

いずれにしても、高浜市にお住まいの女性の皆様が更年期を健やかに過ごして、生涯現役の人生を送ってくださいますよう、今後も積極的に推進をしていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それから、次にロコモティブシンドロームですけれども、メタボリックシンドロームにつきましては本当に認知度が高く、90%を超えて100%までいかないかもしれませんが、御存じだと思います。メタボメタボと言ってダイエットにすごく関心が寄せられておまして、多くの方がダイエットして改善に向けて努力しているということで、メタボ対策が定着してきたなという実感を持っております。

しかしながら、ロコモにつきましては、ほとんどの方が聞いたことすらないというふうに言われております。本市の場合は、既に対策には取り組んでくださっております。今後は国立長寿医療センターと共同で進めていくわけで、このことにつきましては期待を寄せております。しかしながら、同時にロコモティブシンドロームの認知度が高まりまして、メタボと同様にロコモだから運動して改善しなければと日常の会話で聞けるようになればいいかなというふうに思っておりますので、ロコモにつきましても認知度が高まるように、あわせて進めていただきたいと思います。

これ御答弁で、介護予防教室などでロコモティブシンドロームに視点を置いた取り組みを行っていると言われましたけれども、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 最近では、体の筋力を維持する、そして筋力をつけるということ筋力をためるという意味から、貯筋と呼んで皆さんに働きかけを行っております。老人憩いの家で行った健康教室においても、この貯筋という言葉を使い、ロコモティブシンドロームに陥らないための筋力の大切さをお伝えしました。また、健康マイレージの登録や講習の際は、運動機能を維持することの大切さをお伝えすることを心がけております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 貯筋という言葉で、日ごろから適切な運動を習慣づけていただきまして、皆さんがなるべく多くの貯筋をためていただけるように頑張りたいなというふうに思います。

メタボと同じようにロコモも大切さにつきましても、皆さんの意識を高めていただきまして、運動機能の低下の予防には日常的な運動習慣が最も重要ですので、今後も引き続き取り組みをお願いしたいと思います。

それから、次に産後ケア事業の推進ですけれども、今、御答弁いただいた中で、まさか国立保健医療科学院の福島富士子さんが高浜市にお越しいただいていたとは大変驚きまして、どのようにつながりを持たれたのかなということで感心しておりますけれども、ぜひ福島富士子さんの御指導をいただいて、素晴らしい産後ケア事業が推進できますようお願いしております。

それで1つ質問なんですけれども、現状の産後健診ですと4カ月健診ですとか、こんにちは赤ちゃん訪問、それから1歳6カ月健診などがありますけれども、高浜市の実情に応じた産後ケアにつきましても、今後一体どのように展開していかれるおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 産後ケアの充実につきましては、既存の施設を活用していきたいと考えております。とりわけ子育て支援センターと保健部門の連携が大切であると考えております。また、産後ケアにつきましては、家庭で保育をされてみえる方への支援、これが大きな役割を占めていくものと考えております。この機会に家庭で保育をされてみえる方への支援、こちらに力を入れていきたい、こういうふうと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 産後ケア事業の実現によりまして、今後は妊娠、出産、産後という流れの中で、母親目線に立った総合的な支援、一貫した支援ができるのかなというふうに期待を寄せさせていただきます。

それから、福島富士子さんもそれぞれの地域の実情に合った産後ケア事業を実施していただくとおっしゃって見えますので、本市におかれましては、今御答弁いただきましたマイ保健師、初めてうかがいましたけれども、大変ユニークな名称だなと思いますけれども、そういったマイ保健師へ展開もして行って、保健部門と子育て支援センターと連携をして進めていかれるということで、今後は出産後の健康管理や授乳指導、また育児全般に不安を抱えているお母さんの大きな支えになると思います。妊娠、出産、産後という切れ間のない支援を今後もよろしく願いいたします。

それから、最後になりますけれども、病児保育につきましては、先ほど御答弁で東浦町の病児保育を案内してくださっているという、大変御親切な対応だとは思いますが、しかしながら、子育てしながら働くお母さんにとりまして、朝の30分、1時間というのはとても貴重な時間でして、朝、出勤するまでの時間というのは、まるで戦争のような忙しさです。高浜から東浦まで30分以上かかると思います。朝、特に車が多くて渋滞でもしますと、もったかかるかもしれません。職場が近いところだと思いますけれども、安城や碧南だったりしますと、とても東浦までお子さ

んを連れていくのは不可能だと思います。病後児保育も今、いきいき広場の3階、それで3階の一番奥の部屋に移転をされてしまいまして、以前より場所という面では気軽に利用しにくい場所になってしまったかなというふうに思っております。

以前、病院に隣接しました保健センターは大変好評でした。忙しいお母さんをサポートするのに立地場所としては、とてもいい場所だったと思いますけれども、保健センターでの開設時の実績、利用状況をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 利用状況につきましては、実は平成21年から24年までが利用件数がなかったということで、25年になって、先ほど申し上げましたように4件、延べ4日ということで、それ以前の部分につきましては、実は当初は常勤の職員を置いて実施をしておりましたが、実態として病後児保育の子供さんたちがいなかったというところから、臨時職員に切りかえたという経緯があります。ですので、開設当初より人数がどんどん減ってきたという状況であったということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（内藤皓嗣） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 利用者がいなかったというふうに言われましたけれども、回復時、保育園というのは熱が出ますと、お母さんお迎えにきてくださいねということですぐ電話がかかってきまして、仕事の途中であったとしても誰かにお願いしたり、おばあちゃんや、それから親族の方におお願いしたり、友達におお願いしたりしながらお迎えにいかなければいけないんですけども、風邪を引いて熱を出したとします。熱が下がりますと受け入れをしていただくということで、回復期というのなかなか、余りなくても利用する機会がなかなかないと思うんですね。本当に困っているのは、熱を出して1日、2日はお休みがとれたとしても、3日目はとても、これ以上休むと職場に御迷惑をかけてしまいますからということで、どうにもならんということで、お母さんたちの中には、やむを得ずお子さん熱があっても、自宅に置いて仕事に行かれたりですとか、それから本当にまだまだ理解が低い面もありまして、仕事を転々とされるお母さんもいらっしゃいますし、特に母子のお母さんたちなんかは、今子供の貧困と言われる問題も浮上してきておりますけれども、ある一定の職を余り転々としますと、やめた都度に収入が入ってこなくなるということもありますので、そうしたお母さんを支援するというで、やはり働くお母さんというのは、そういった環境、お子さんが病気のとくに頼れる場所があるだけで、どれほど支えになるか。病後児というのは、なかなかニーズは低くなってきておまして、本当にまさに病気のとくに1日たりとも休めないという状況の場合もあります。仕事がたまっているだとか、皆さん男性ですから休めない、休んでいいかという、そんな休めるわけでもありませんので、そういった状況ですので、回復期でなく回復期の前、まさに病気のとくに預かっただけの病児保育が、今すごくニーズが高くなっているのではないかなというふうに、私はいろいろな方からお話をお聞

きしまして、そんな思いであります。

今すぐどうこうできるという状況ではないと思います。そういったことは理解しますし、病後児保育については利用者が少ないということで、でも実態としては、現状そういったお母さんの悩み、苦しみもあるかと思しますので、そういったことを知っていただきたいなというふうに思います。

働くお母さんが安心して子育てできる環境の一環としましての病児保育は、まだまだ今現在では必要と考えるので、今の高浜市の現状からいきまして、このことにつきましては要望とさせていただきます。

以上をもちまして私の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時42分休憩

午後1時00分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、北川広人議員。一つ、平成26年度施政方針について。以上、1問についての質問を許します。9番、北川広人議員。

〔9番 北川広人 登壇〕

○9番（北川広人） 皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従いまして、吉岡市長の施政方針について一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問のテーマは、市政全般に対するものでございます。市長の思いはもちろんのことでございますが、各種事業に対しましても、少しずつではありますが、お聞かせをいただきます。当局の皆さんにおかれましては、簡潔かつわかりやすい答弁をお願い申し上げるものでございます。また、今定例会上程議案も含み、中身に触れるところもでございます。議員の皆さんにも御了承いただきたいと思っております。

さて、私ども市政クラブは、昨年11月18日に吉岡市長に「今をアシタにつなぐ」と題した政策提言を提出させていただきました。そして、さきの12月定例会では、私のほうから市政クラブを代表して、「平成26年度予算編成について」と題した一般質問をさせていただいたところであります。1月の臨時会においては、第6次高浜市総合計画の中期基本計画が可決をされ、いよいよスタートとなるわけであります。同時に、吉岡市長の2期目のスタートとなるこの3月定例会を迎え、行政にとっても最も重要な当初予算が上程をされております。

そこで、どのような思いで予算が編成されているのか、どのような事業を進めていかれるのか等の考え方をしっかりと質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、平成26年度の当初予算を編成するに当たって、その取り組みに対する意気込みと、この予算をどう評価されているのか、市長よりお聞かせをいただきたいと思います。

この後は一問一答にて、自席から御質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔9番 北川広人 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） それでは、北川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど質問の冒頭でお話がありましたように、昨年の11月に市政クラブの皆さん方から「今をアシタにつなぐ」という提言集を私どもに届けていただきました。中身は、まさに地に足の着いた皆様方がいろいろお考えのこと、また未来に向かって高浜市の方向について御提言をさせていただいておることだなというふうに思っております。

その「今をアシタにつなぐ」という言葉を、また私どももそれを受けて「高浜市の今をアシタにつなぐスタート予算」ということで、今年度予算の編成に当たらせていただいております。3つの基本的な考え方がございます。1つは、中期の基本計画の着実な実施、もう一つは、事務事業の総点検、そして重点施策への財源配分、この3つの基本的な考えにのっとり、職員がそれぞれ知恵を絞って予算の編成をしまりました。

こういう財政状況でございますので、今後、楽観的な見方は決してできないというふうに思っております。しかしながら、こういうときでありますから、ここで工夫をして乗り越えていくことが、まさにあしたへつなぐ、未来へつなぐことのできる、成長を期待できる、そんな基礎づくりができるのではないかなというふうに思っております。

予算の規模につきましては、これも御紹介をさせていただきましたが、平成10年度以降では、最大の規模の予算を組んでおります。と申しますのも市税収入が82億3,900万円と、平成の時代に入ってリーマンショック前の平成20年に次ぐ規模の積極的な税収を見込んだところでございますので、それにあわせて消費税の引き上げが行われるところではございますが、最大規模の予算を計上させていただきました。

この予算をもとに中期基本計画を効果的に、また計画的に進める予算編成のスタートが切れたのではないかなというふうに思っています。ぜひ市政クラブの皆様初め、議会の議員の皆様方の御指導のもと、26年度きちんと予算を執行してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。私ども市政クラブの思い、そういったものが十分に反映されたものだという事を予算書、そしてまた主要新規事業計画書等を見させていただ

た中では判断をさせていただきます。また、本定例会においては、各常任委員会、そしてまた予算特別委員会において細かいところをうちの会派からもしっかりとお聞かせをいただきまして、しっかりと議論をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、市長言われたように財政が非常に厳しい中で、正直言って、ある面ですが、よく予算が組めたなという思いもあります。これはもうこのところ毎年そういう思いがありました。

先ほど同僚議員、幸前議員のほうからも質問でありましたけれども、やはり中期財政計画というものがあって26年度スタートになるわけですから、その予算というものが出てくることによって、やはりその先というものがしっかりとまた見えてくるところもあります。そういうものを見せることによって、今回の予算に載っておる事業が、どれだけのねらいがあるのかというところが、また我々にも見えてくるのではないかなというところもありますので、そのところは、さまざまな計画の遅れ等あってのことというお話を伺いましたけれども、ひとつ苦言とってはなんですけれども、それを言わせていただきたいなと思っております。

というのは、吉岡市長が22年10月に、23年からの中期財政計画というものを出されました。私は議員になってから、その中期の財政計画というのは初めて見ました。それに対する評価というのは非常にしておったわけです。ですから、今回も非常に期待しておったんですけれども、そのことが少し残念であったということは、私自身の中でかなり否めない部分があるので、ここであえて発言をさせていただきました。

わかりました。それでは、次に今議案にもありますけれども、組織改編、私の知るところでは、吉岡市長になってから3回目になると思います。この組織改編に対する思いというんですか、そのところをいま一度市長の思いをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 市長。

○市長（吉岡初浩） まず、組織編成の考え方でございますが、これは当然のことながら市民のニーズ、社会情勢というのは常に変化しております。私どもがそれに柔軟に対応することができるように、まさに市民視点に立った組織の構築を随時してまいったというふうに思っております。

今回の組織改正につきましては、施政方針のほうで述べさせていただいたように、中期の基本計画を議会のほうで可決をしていただきました。この中期基本計画を着実に、またスピーディーに実行するために4月からの組織を改編しようというものでございます。将来を見据えながら、また、現状の社会情勢の変化を見ながら、市民サービスの向上、また都市間競争に打ち勝つために組織改正と同時に、中期基本計画にあります誇りと使命感を持ってチャレンジできるような職員力の向上を図って、的確な市民ニーズに応えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。

先ほど私3回目と言いましたけれども、それぞれ思いがあって組織改正をやられておるという

ことは、もう十分理解をしておるつもりなんです、何のために組織改正をするのかというところがしっかりと職員の腹の中に落とし込んであるということが一番大事であるということも思いますし、最も大事なことは結果を出すことなんです。こういうふうに変えたから、こういう結果が出たのですよということに結び付けていかなければいけない。

特に今回の場合は、総合政策グループとか企業支援グループとか、福祉まるごと相談グループだとか、結果が求められるグループができ上がって新設されております。そういったところをしっかりと職員一人一人が御理解をさせていただいて、そのグループに属さないからという意味ではなくて、どの職員も全ての方々が、なぜこういう形をとったのかということを理解をさせていただいて、それで市民のほうに示していただく。それによって、言い方は申しわけないですけども、名称が変わってわかりにくいだとか、そういうような声というのはなくなるのではないかなというふうに思います。ぜひそこのところは十分に御理解をさせていただいて、進めていただきたいと思います。

それでは、施政方針で言われました個々の事業について、施政方針では総合計画の基本目標ごとにお伝えいただいたものですから、基本目標ごとに質問を進めさせていただきたいと思います。

まず、基本目標1でございますけれども、今回、政策を研究する組織として、（仮称）アシタのたかはま研究所を立ち上げるということでありまして。この研究所を立ち上げるに至った背景というものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 研究所の立ち上げの背景という御質問でございますが、先行き不透明な将来に向かいまして、自治体間競争を勝ち抜き、持続可能な自立した基礎自治体を確立していくためには、将来を見据えて柔軟な発想から多角的に物事を考えることが、これからの一層求められてくるということで、これまでの課題対応型から問題発見・先行解決型への転換とともに政策力というものが欠かせないというふうに考えております。

これまでも企画部門でその機能を担ってまいりましたけれども、事業の実施に追われまして、政策の立案が十分ではない状況にあったということを踏まえまして、高浜市の将来に向けて、政策に特化した組織として、（仮称）アシタのたかはま研究所というものを立ち上げさせていただくというふうにしたものでございます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。施政方針の中では、高浜市の統計データの一元管理とか中長期的な課題の抽出と政策の立案ということをおっしゃって見えました、要はシンクタンクというものだという理解をさせていただきますけれども、この研究所というのは、自治体内設置型あるいは外部設置型、どのようなスタイルを考えてみえるのか、それと体制はどのようなふうになるのかということをお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（内藤皓嗣） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） 研究所につきましては、自治体内部設置型のシンクタンクを考えております。4月1日に新設予定でございます総合政策グループの中に、（仮称）アシタのたかほま研究所を設置し、研究員につきましては、総合政策グループの中から1名を専任研究員として配置、管理職が補佐する形で企画に特化する体制を考えております。

研究体制につきましては、形にこだわらずテーマに応じて外部の政策アドバイザーの活用、庁内からの研究員の募集、さらには市民の皆様にもかかわっていただくような仕組みをつくり上げていきたい、このように考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 自治体内型ということですので、非常にこれは庁内に残るといふんですか、職員に能力として残るといふことに期待をさせていただきたいと思っておりますけれども、少し具体的にお聞きします。

研究内容、そういったものをどのように進めていくのか、具体的にお聞かせをいただければと思いますし、将来展望もあわせて、簡潔で構いませんのでお伝えいただければと思います。

○議長（内藤皓嗣） 地域政策グループ。

○地域政策G（岡島正明） 平成26年度につきましては、調べる・考える・実践するという3つの取り組みを考えております。

1つ目、まず調べるというところでは、政策の調査研究でございます。これは研究所の根幹をなす機能でございます。初年度につきましては、分野横断的に抽象的な政策課題を明らかにしていくと、政策事例の研究、統計データの整理など情報の共有を図ってまいりたいと思っております。将来的には、この調査研究の結果を後期基本計画の策定に生かしてまいりたいと、このように考えております。

2つ目、考えるということでは、心地よさを高めるという取り組みでございます。全ての市民が安心して暮らせる環境づくりということを目指しまして、1つ具体的に言いますと、地域福祉計画改め、しあわせづくり計画を全庁を挙げて多様な市民参画のもとに策定を進めてまいります。また、高浜市で暮らす日常の幸せや心地よさなどの要因を探り、それらを高める取り組みについても研究を進めてまいりたいと考えております。

3つ目の実践するというところでは、高浜市の未来を創る市民会議の進化発展系として、自分たちのまちをこうしたいというのを実践する取り組みを引き続き市民の皆様とともに進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 調べる・考える・実践するという3つの取り組みというのはよくわかりました。やはり調査研究分野というのは、結構外部に出したりだとかということやられることが

多いんですけども、そのこのところというのはやはり期待させていただきたいです。

私が個人的に好きなものですから、経済学者のドラッカーさんの言葉に、「はからないものには変わりようがない」という言葉があります。何をはかるかを決めるには、何を進歩ととらえるのかを考えなければならないとも言われております。つまりシンクタンクで調査研究して、はかるということが大切であるということだというふうに思っております。それが政策に生きるんだということでもあります。

心地よさとか幸せとかと同様だと思います。高浜市では何を物差しにしていくのか、あるいは単位をどうしていくのか、そういったものもしっかりと御議論をしていけるような取り組みにさせていただきたいなということも思いますし、後期基本計画に向けての第一歩というところにもつながるかと思えます。御期待させていただきたいと思えます。

それでは、次に公共施設のあり方検討事業について伺いたいと思えます。

今年度公共施設保全計画案が取りまとめられていると思えますけれども、現在の状況をお聞きしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 公共施設の保全計画案につきましては、昨年度、公共施設のあり方検討委員会から提出をされました公共施設マネジメント基本方針及び公共施設の改善計画案に基づきまして、個々の公共施設ごとに耐用年数の長寿命化やコストの平準化を考慮した保全スケジュールなどのアクションプランといったものを取りまとめるものでございます。

内容といたしましては、各施設の実態把握のため施設の劣化状況を調査いたしますとともに、長寿命化を検討するに当たっての指標値の設定や今後の整備レベルの設定などのほか、今後の保全のスケジュール、コスト算出などといったものを取りまとめる内容となっております。

現在の進捗状況を申し上げますと、劣化状況調査等に不測の時間を要していたことによりまして、これまでに申し上げてまいりましたスケジュールどおりに事業の完了は見込めないといったことから、今議会のほうにも提案をさせていただいております一般会計の補正予算第6回において、平成26年度への繰り越しをお願いいたしておりますことを、まずもっておわび申し上げます。冒頭御質問の中にもございましたように、計画どおりにいっていなかったことにつきましては、おわびを申し上げさせていただきます。

なお、遅くとも本年5月中には議員の皆様にも公表できる見込みでございますので、御理解のほう賜りたいと思えます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 今、御答弁いただきましたけれども、公共施設保全計画案の内容がまだ公表されていないわけですね。この中で先々月、1月の全員協議会において市庁舎と高浜小学校の今後の方向性を示す基本方針が議会に公表されたわけですね。普通に考えると、保全計画案が示さ

れた後でそれぞれの基本方針が示されるということで、その順番であるのが一般的ではないかというふうに思いますけれども、どういう理由から、先にこれら2施設の基本方針を示されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 御指摘の2つの施設に係る基本方針につきましては、いずれも公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画案に沿って、それぞれの施設に係る対応方針を定めまして、具体化するための基本的な考え方をお示しさせていただいたものでございます。

そこで、御質問の保全計画案の公表の前に、市庁舎及び高浜小学校の2つの施設の今後の方向性を示す基本方針を先行して公表させていただいた理由といたしましては、市役所庁舎につきましては、東日本大震災以降、防災対応機能の維持の必要性の認識が高まる中、建物の耐震性能の不足及び設備の老朽化について早急な対応が必要となっていること、また、特に老朽化が著しい高浜小学校につきましては、3つある校舎のうち南校舎につきましては建築後54年が経過し、躯体や外壁の欠落など、早急な対応が必要であることが保全計画案の取りまとめの過程におきまして実施しました劣化状況調査の結果などから明らかになってまいりました。

こうした状況の中で公共施設改善計画案において、市役所庁舎につきましては、他の公共施設との複合化や保有形態の見直しなどによる効率化とし、その改善方策として、老朽化及び耐震未実施の庁舎は集会機能等の他の公共施設との複合化、民間施設を賃貸するなどの保有形態の見直しを検討するというふうにされております。

また、学校施設につきましては、学校の複合化や災害時の拠点機能の充実とし、その改善方策として、高浜小学校の施設更新にあわせて図書館やスポーツ施設等との複合化を図ることや、災害時の拠点施設としてシャワー室、更衣室、非常用電源装置等の機能の充実を図るというふうにされております。

こうした提案を踏まえまして、この2つの施設について先行して基本方針を取りまとめ、早急に対応を図ることとさせていただいたものでございます。

加えまして、この2つの施設につきましては、今後の公共施設のあり方計画を進めていく上で、市民の皆さんに対し計画の見える化を図るとともに、先駆的なモデルケースとすることで、あり方計画の推進力としていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 私ども市政クラブも提言書の中に市庁舎の件、それから高小の件は早急にやるべきではないかということを書かせていただきました。それ以前から、大分前から公共施設のあり方検討というのは、吉岡市長の発案のもとずっと進めてきたわけですね。ある面こういうものというのは、市長のもうこのときしかない、やるんだという思いというのが非常に必要な

のかなという気がいたします。まさにそういう動きの中での今回、市庁舎、高小を先取った形で進めていくということになったんだというところも少し考えを及ぼしたわけですがけれども、今、答弁いただきましたところで、ある程度は理解ができますけれども、やはりこれは市民の方々にしっかりとお示しをいただかないと、なかなか難しいところも出てくるかと思えます。そのところだけはよろしく願いをいたします。

そしてまた施政方針において、市庁舎等の今後の実施方針、事業手法、事業者の選定等の検討を進めていくということが言われておりました。実施方針にはどのような内容が盛り込まれていくのか、どういう予定なのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（内藤皓嗣） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 御質問の実施方針でございますが、端的に申し上げますならば、民間事業者からの提案を募集する際の骨子を定めるというものであります。

具体的な内容になりますが、事業の目的・意図、事業者の募集、事業者の選定・契約から工事・引き渡しに至るまでのスケジュール、リース・賃貸等を含めた保有形態のあり方、そして提案をすることができる者の資格要件、設計・工事・建物の引き渡しについての基本条件など、条件の大枠を定めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました、できるだけ早く、この要綱の取りまとめをいただきまして、公募につなげていただくということをお願いをしておきたいと思えます。

片手落ちになるといけないものですから、教育長に高小の件を伺いたいと思えますけれども、小学校の老朽化の対策ということですが、なぜ他の学校もある中で高浜小学校を最優先でというところを、一度教育長のほうから御答弁いただければと思えます。

○議長（内藤皓嗣） 教育長。

○教育長（岸上善徳） なぜ高浜小学校が最優先なのかということでございますけれども、これはもう皆さんも御案内のとおりですが、翼小学校を除く6小中学校につきましては、いずれも一番古い校舎は昭和30年代から昭和50年代に建築をされたものでございまして、屋内運動場を含めると、その74%が建築後30年以上を経過し、老朽化に対する対策が急務となっている状況にあります。

そうした中にありまして、高浜小学校の南校舎は市内でも最も古いものでして、建築後54年を経過しております。また、北校舎につきましても開放式の廊下という構造になっておりまして、そのためか老朽化が進んでいるという状況にあります。その一方で、標高につきましては16mと市内の小・中学校の中では最も高く、災害時の防災拠点としてふさわしい条件を備えていると思っております。

以上のことから、今後、学校施設の老朽化に対する長寿命化対策を検討してまいりますけれど

も、まずは、高浜小学校から老朽化対策を進めることが必要であると判断をさせていただいておるところでございます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。学校施設というくくりの中でいうと老朽化対策ということが基本方針の中に出ておるんですけれども、高小に関しては建てかえということで伺っておりますけれども、高小はなぜ建てかえということで検討されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 教育長。

○教育長（岸上善徳） 高浜小学校がなぜ建てかえかということでありましてけれども、公共施設マネジメント基本方針においても、施設の整備の基本的な考え方は長寿命化でございます。しかしながら、その中であって高浜小学校は、集会施設、図書館等との複合化や他の小学校にはない標高に位置している立地条件から、防災拠点として整備をするということが求められております。このような施設の複合化、災害時の拠点施設として整備を考えた場合、長寿命化改修では対応が難しいという判断をして、校舎の建てかえ及び体育館については建てかえまたは改修の方針を打ち出したというものでございます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。またこれは議案にもございますので、そちらのほうでも質疑があるかと思えます。

要は公共施設のあり方計画の考え方というのは、しっかりと継承されておるんだというところ、それが特別的に市庁舎、高小に関しては特化をして先に進めていくんだというお話、それによって市民に対してあり方計画の見える化、そしてまた、これは行政だけの話ではないですね。かわる市民も非常に多いものですから、市庁舎も高小に関しても、そういった方々を含めて、この公共施設のあり方というものの加速化、推進をさらに図るというような意味合いで理解をさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。基本計画1については以上のところでございます。

続きまして、基本計画2になりますけれども、まず、生涯学習基本構想を推進していくというお考えを市長のほうから伺っております。根本となる生涯学習の考え方を市民に広く広めるということが重要であると思えますけれども、少し前期の中では、生涯学習基本構想というものが策定されましたけれども、どうしても事業のほうに目がいってしまって、市民のほうにその根本たる部分というのはなかなか伝わっていなかったのではないかなという気がいたします。そのところをどのような形で広めていこうと考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（内藤克己） 総合計画中期基本計画あるいは生涯学習基本構想が目指す、生涯学習が目指す姿、考え方というのは、市民の皆さんとともに考え、そして方向性を定めたもの

でありまして、非常に重要な位置づけにあると考えております。

生涯学習の範囲というのは非常に広く、学校教育や子育て、子育ての分野は当然として、文化・産業、福祉・健康、防犯・防災、環境・自然などといった多岐にわたる学習活動が示されており、現在進めている生涯現役のまちづくりにも通じるものでございます。

担当グループであります文化スポーツグループがシンボリックに行ってきた事業としましては、たかま夢・未来塾あるいは中・高校生の居場所事業などにおきまして、これまでも生涯学習基本構想などの目指す姿が土台にあってこの事業が実施されているという旨を伝えてまいりましたが、事業が限られていることもありまして、市民に広めていくには限界がございました。そこで、中期基本計画期間に当たりましては、多岐にわたる分野の中で生涯学習活動と認められる事業につきましては、市民主体の事業も含めまして、まちの学校と連携させ、子供たちをまなびの根っことらえて、人づくりとまちづくりが還流し合う生涯学習を目指していくという精神を広め、そして生涯学習や人材育成に御理解いただく方をふやして、地域での活動につなげていかなければいけないと考えております。

引き続き、人づくりを行いながら、自己実現、自己変革を遂げられた方には、積極的にまちづくりに参加していただけるよう導いていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 本当に今の答弁のようなことを市民のほうにしっかりとお伝えいただくことをお願いいたします。本年度は、そういう人づくりの継続をしながら、人づくりからまちづくりへという重要な転換期になると思います。そういった意味では、生涯学習というのは非常にその肝になる部分だと思いますので、ぜひその精神というものを広げていただきたいというふうに思います。

続きまして、子供、子育ての関係になりますけれども、高浜市子ども・子育て支援事業計画、ニーズに応じたサービスが提供できるように進めてまいりますということが施政方針の中にございます。具体的な進め方はどのような予定でしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 高浜市子ども・子育て支援事業計画の進め方ということでございますけれども、現在、ニーズ調査につきましては、アンケートの回収を終えまして、集計及び分析をしている最中でございます。

本計画にはニーズ調査を踏まえた保育や各種子育て支援事業の量の見込み、確保方策、実施時期などを盛り込む必要がございますが、その策定に当たりましては、高浜市子ども・子育て会議の意見をお聞きしながら、高浜市の実情に合った計画策定を本年9月末ごろには案が固まるような形で進めていきます。

また、施政方針におけます妊娠期から子育て期にかけての総合的な支援について、子ども・子育て事業計画に盛り込んでいくという内容がございますけれども、そちらにつきましても、高浜市の特徴を生かした支援を実現できるように保健部門や子育て支援の関係部署が連携をとりながら進めていきたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。妊娠期から子育て期にかけての相互支援については、また後で福祉の部分でもお聞きをさせていただきたいと思っておりますけれども、ニーズ調査というのは非常に大事だと思います。ただ、ニーズ調査から漏れる方々が当然出てくるわけですね。そういった方々をこの高浜市子ども・子育て会議でいかに拾っていくかということが大事なところかなという気がいたします。ぜひともその会議をしっかりと利用させていただいて、高浜にとって、高浜で子育てされる方々にとって実のある計画にさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、基本目標2のほうはこころ辺にしまして、基本目標3のほうに入らせていただきます。

まず初めに、産業振興について伺いたいと思います。この中には、工業立地と企業誘致についてでございますけれども、この2つはタイムリーに実施をしていかなければならないというふうに考えております。特に企業誘致については、どうも行政と民間とのスピードの差、スピード感の差というのがあるのかなという気がしてなりません。

企業投資マインドというものが景気に左右されるわけですがけれども、今現状、結構右肩が上がっておるような状況であるというふうに思います。こういうときこそスピード感を持って対応させていただきたいというふうに考えますけれども、企業誘致につながる新たな工業用地の創出に向けて、これは先ほども少し言いましたけれども、やはり市長の思いだと思っております。非常に大事なことだと思っております。これをちょっと市長の思いというものをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 市長。

○市長（吉岡初浩） 御指摘のとおりであるというふうに思います。景気の動向というのは非常に不安定になっております。新聞をごらんになってもわかるように、輸出はほとんど伸びていないですね。私どもも企業さんを回っていく中で、どういったところに工場を誘致するか投資をするんだらうというお話をよく伺います。残念ながら、需要のあるところで生産をするというお考えの企業さん、投資する力のある企業さんは大体そんなお話を社長さんされます。これは、今景気が若干上向きになっているとはいえ、やはりスピード感を持って取り組まないと、こういったニーズは拾えないだらうというふうに思っております。

そういった意味では、私どものマスタープランの中で計画をされておる場所というのは、市街

化調整区域なんですね。そういったところであると、法律的な問題だとか、それから実際にそれを工業用地化しようと思うと期間が長くかかるといったことが、議員御指摘のとおり、まさに企業のスピードと合わないというような現象になっておると思います。

そういったこともございまして、これはまさに私どもにとって、これは地域の雇用を守るとか雇用をふやすだとか、また将来的な市の財政を担保するだとかといった中では最重要課題でありますし、喫緊の課題であるというふうに思っております。

先ほど組織の改編の話もさせていただきましたが、組織の改編も、そういったことを視野に入れて、今年度、26年度は組織をつくってきたつもりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。やはりトップの強い決意というものが行政を動かすことができると思いますし、もちろん企業のちょっとした背中を押す、そういうところにもつながっていくと思います。ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、新たな工業用地の確保に向けた部分で、現在取り組んでみえる工業立地事業について、昨年来、市の東部地区について工業立地に向けた取り組みが進められておりますけれども、現況をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） 御質問の市東部地区の工業立地につきましては、昨年度の検討結果から、複数の企業が開発するか、あるいは愛知県企業庁が開発するかの2つの選択肢に絞られたという状況でございます。まだ正式に開発の実施主体を決定できていない状況にはございますが、しかしながら、そういう中で大方の関係地権者の方からは、工業系の開発に対する御理解をいただいております。現在、御理解をいただきました地権者の方から順次、工業系の開発に対する同意書の提出をいただくための調整を進めているところでございます。

あわせまして、さきの第1回臨時会において補正予算の御可決をいただきました土壤調査委託及び地区計画決定図書作成業務委託につきましても、既に業者がそれぞれ決定いたしておりますので、順次、業務に着手してまいりたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。この東部地区の工業立地については、はっきり最後の機会ではないかなというふうに思っております。ぜひ工業立地を完成させていただきまして、優良企業の誘致につなげていただくことを要望させていただきたいと思っております。

それでは、同じように工業系ゾーンとして位置づけられております市の北部地区における工業立地の現状についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 御質問の市の北部地区につきましては、こちらも市街化調整区域で

ございまして、かつ農振農用地となつてございます。そういったこともございまして、市東部地区の開発と同じような検討が今後必要になってまいるのでないかというふうに考えております。

この地区内には養鶏団地がございまして鶏舎が立地しておりますが、これまでに養鶏業を一部廃業された方もおみえになるということもございまして、ある意味で好条件ではないかなというふうには考えてございます。

また、あわせましてこの地区では、工場立地といったものを希望されてみえる企業さんもちよっとお聞きしておりますので、今後は関係地権者の意向の把握を行っていくなど、工業用地化に向けまして、権利者の皆さんにとっても、また土地の有効活用が図れるよう今後の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 何度も言いますが、タイミングを逸することなくスピード感を持って調整をしていただきたい、進めていただきたいとお願いを申し上げます。

それで、これらの地区のほかにも工業立地に向けた企業の動きなど把握している情報があればお聞かせいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） これまで本年1月でございまして、市内にあります既存の企業様のほうから高浜市の産業立地の促進に関する条例第3条の規定に基づきます工場等建設計画といったものの書の提出がございまして、この計画書に基づきまして工場等の建設用地のあっせんといったものなどの奨励措置を実施しているケースがございまして。

ただこの件につきましては、相手方の企業や関係地権者との調整が済んでいないということもございまして、現時点では詳しい内容といったものは申し上げられませんが、工場等の建設予定地の中に市の保有する土地もございまして、土地の処分に伴います財産収入につきましては、平成26年度の当初予算のほうに計上させていただいているというところでございまして。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。地権者等デリケートな部分もございまして、その辺のところは気を使いながら、ただしスピード感を持ってしっかりと取り組んでいただきたいことを再度お願いをしておきます。

それでは、続きまして地場産業への振興策ということで、市長の施政方針の中で三州瓦奨励補助をマンションやアパートなどの共同住宅に対する補助にも拡大をしていくというお話がございました。この対象となる枠が広がるということは、私ども実は窯業議員連盟というものを結成しております、高浜市議会議員16名全員が所属をさせていただいております。地場産業をしっかりと支えていこうという思いがございまして。

その中でも非常にうれしいお話でございまして、この件も含めまして、昨年9月議会で

も一般質問でございましたけれども、三州瓦の東北地方への販路拡大、復興支援についての中で、愛知県の陶器瓦組合が、岩沼市を含めて被災地の復興住宅の瓦屋根施工に対して1棟当たり10万円を交付する支援事業を検討されているというような情報提供をいただいて、組合では現在、その支援に取り組まれておるといことですのでけれども、現状どのような把握をされているのか、どのような今、復興支援住宅に対する実績、その内容についてお聞かせいただきたいというふうに思いますけれども、それから、さらなる東北地方への復興支援や販売促進というような表現がございましたけれども、今後の取り組みについての考え方、それにつきましても聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（内藤皓嗣） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） それでは、愛知県陶器瓦工業組合さんが実施されておみえになります東日本の被災地の復興住宅への三州瓦屋根支援に対する実績、状況について、まずもってお答えをさせていただきます。

支援の申請をされた件数は、2月25日現在でございますが、118件となっております、各県の内訳は、岩手県が16件、宮城県が21件、福島県が81件という実績であります。昨今の状況でございますが、把握しております岩沼市の例で現状を申し上げますと、防災集団移転促進事業の復興住宅建築のための基盤となります宅地の造成整備工事が昨年度の当初のスケジュールよりもおくれておまして、復興住宅建築は来年度本格的に実施されるという情報をお聞きいたしております。

次に、愛知県陶器瓦工業組合を通じた復興住宅の三州瓦屋根支援につきまして、当市の考え方でございますが、地場産業への振興策といたしまして重要な施策と位置づけております。また、組合に対する中小企業振興対策事業において、復興住宅支援事業として別枠を設けて取り組みに対する支援をいたしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、愛知県陶器瓦工業組合と協議をいたしておりますが、今年度復興住宅への支援予定件数の200件に比較して、26年度は倍の400件を予定されておりますので、復興住宅への支援策を着実に展開していただき、三州瓦のすばらしさを後世に伝えるとともに、東北地方での販売の促進に努めていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。本市の地場産業である三州瓦は、ある面この地域の産業だけではなくて、僕は文化だとも思うところがあります。この三州瓦奨励補助金の共同住宅への拡大というのは非常にありがたいことなんですけれども、できれば、現在まだ拡大されていない店舗あるいは店舗併設住宅の店舗部分、そういったところにも広げていただくとありがたいなということを思っております。予算の関係もあるかと思ひますが、さまざまな御検討をいただければというふうに思ひます。

それでは、続きまして防災対策でございます。平成26年6月を目途とした愛知県の南海トラフ巨大地震に対する被害想定公表の後に本市の地域防災計画の策定の着手、また高浜市防災マップの改訂作業を進めるということが施政方針の中にございました。

この高浜市防災マップの改訂作業の具体的な内容、そのスケジュール等についてお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 御質問の高浜市防災マップの改訂の計画等でございますが、まず、現在の高浜市地震防災マップは、平成15年度の東海地震・東南海地震の2連動の被害想定をもとにして地震防災マップを策定いたしております。

今回の高浜市防災マップの改訂につきましては、平成26年度の公表予定の愛知県の南海トラフ巨大地震に係る被害想定に基づき、地震・津波被害とあわせ高潮等の水害被害を含めた防災マップの改訂を計画いたしております。

具体的には、防災マップはA1版の大きさで、地震編と風水害編の2種類を各3万部作成する計画であります。改訂スケジュールといたしましては、愛知県の防災会議が6月ごろに開催され、そこで巨大地震の被害想定が公表される予定でございますので、その後、本格的な防災マップの改訂作業を開始し、年末から年始にかけて開催いたします高浜市防災会議を経てから年度末の3月ごろの納品、配布を計画いたしております。

防災マップの改訂は、市民の皆様方にとって非常に関心の高い事柄でございますので、一日でも早く改訂・配布ができるよう努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 県の会議の関係、当然のことではございますけれども、これはやはり防災のことです。マップが市民の手に届いても防災は完結ではありません。ぜひそこを含めて、データがしっかりと出た段階で、県のほうの会議の結果が出た段階で一日も早く進めていただきたいというふうに思います。

それでは、基本目標3の最後になりますけれども、（仮称）高浜緑地についてであります。現在までの進捗状況と今年度の進め方、これにつきまして教えていただきたいと思っております。

○議長（内藤皓嗣） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（内藤克己） これまで（仮称）高浜緑地の整備につきましては、県に対しまして確実な予算の確保と事業継続に向けた要望を実施してまいりました。

平成26年度は県の基本設計が終了しまして、いよいよ詳細設計の段階に入るとお聞きしております。市としましても、利用方法や管理体制のあり方も視野に入れながら、地域の関係者の皆さんの御意見も伺いながら、上部利用のための詳細設計を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 要望をされておるのは十分に知っておるんですけども、やはりその予算がしっかりついて進んでいかないことには何もならないわけですね。ありとあらゆる手立てを使って、来年早くには県のほうのイベントもございますので、そういうものも使いながら。市民の方は心待ちにしているんですよ。ぜひ、そのところをよろしく願いいたします。

それでは、お待たせをいたしました基本目標4に入らせていただきます。

今回、いきいき広場のほうで、本当に肝の部分でありますけれども、福祉まるごと相談グループというものを設置して、相談窓口としてのワンストップサービスというもの、これは今までもやってみえたんですけども、それに対してもっとしっかりとした体制づくりをしていくということだと思っております。27年度からは、市町村で義務づけされる生活困窮者の自立支援等、新たな課題が、新たな課題ではないですね、前からある課題なんですけれども、しっかりとした柱としてやっていきなさいよということが国からも示されておるわけです。そういうところを含めて、相談しやすい支援の入り口をつくるということが大事なことになると思いますけれども、地域包括ケアの実現に向けてどのように取り組んでいくのか、まずもってお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 議員が言われたように、相談しやすいということが重要になってくると思いますが、実際には市民の方から、いきいき広場は総合相談窓口というけれども、いきいき広場の中のどこに相談したらいいかわからない、そういうようなお声もいただいております。

来年度、福祉まるごと相談グループが設置される中で、高齢者、障がい者などどこにも該当しない制度のはざまにある方、さまざまな課題が複雑で、どこに相談したらよいかわからない方、対象を限らず、まるごとの福祉の相談を受けてまいりたいと考えております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 実は以前もそう言っていたんですよ。私は市民に何か尋ねられると、まずいきいき広場に行きなさいと言っていたんですよ。要はそれができていなかったということですよ。できていなかったというよりも、しておったかもしれませんが、それ以上に制度は複雑化してきておるという事実もあると思うんです。

そのところで、やはり支援の入り口づくり、これには非常に期待させていただきますけれども、もう一つやっていただかなければならないのは何かというと、その入り口で、いかに来られた方の課題をしっかり聞き取ってあげるか、その聞き取り力をしっかりと身につけていただいて、それをある制度を使って、その課題解決に向けて結びつけていくと、そういうところまでやって

いただくことが一番大事だというふうに思います。

これは行政全般に言えることなんですけれども、今後の市民サービスというのは、自己申告型ではなくて、きょうも市長も言われましたよね。問題解決型ではないんですよ、もう。課題があるから、問題があるから行政が出て行って解決するのではなくて、こういう制度があるから、何かあったら言ってきてくださいではなくて、ほじくり返してでもいいから課題のある人を救ってあげる、そういったところが特に福祉、狭義の福祉ですね、狭い意味の福祉、福祉部の大きな仕事ではないかなということをおもいますので、ぜひそのところを進めていただいて、それによって本当にさまざまな悪の連鎖を断絶することにつながるということをおもっていますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、先ほど言いましたように、今までもやっておったんでしょという話をしましたけれども、今までの差というのはどのように市民の方々に見えるようにしていくのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 議員のおっしゃったとおりでございます、今回、設置される目的といいますのは、1つは市民にとってわかりやすい、相談しやすい窓口をつくる、もう一つが、いきいき広場の職員にとっての連携をしやすい形にして、相談者の方の問題を早期解決できる、そういう体制をつくるということがあります。

福祉のサービスを必要とする方というのは、1つのサービスだけではなくて複数のサービスを必要とする場合もありまして、それぞれの部署が個別に対応しておったんでは解決につながらない、そういう困難な事例のケースがふえてまいっております。いきいき広場内の職員の間でも、業務が専門化したためにグループ間の連携がとりづらくなった、そういう声も実際としてあります。このようなケースに対応するために、福祉まるごと相談グループにコーディネート機能を持たせまして、早い段階からいろいろな職種が、いろいろな機関が連携して支援ができて、支援の専門性を高めてスピード感のある支援が可能になってくる、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 本当に、やはり地域で安心して暮らしを続けるためには、信頼して相談ができる場所があるということは、本当に大事なことだと思います。市民の方々にとっても、それが安心につながるということをお十分に理解をさせていただいております。

もう一つ、もう一步踏み込んだ部分でお願いをするのであれば、窓口があるから安心ということではなくて、反対に窓口があるから不安が軽減されるという考え方、安心と不安の軽減というのは意味が違うと思うんですよね。そのところを、不安の軽減につながるというところをしっかりと進めていただくのがいいのかなという気がいたします。

それと、どこまでという範疇は言えませんけれども、もう少し頑張ろうと思える気持ち、そういったこともやはりそういう窓口にある不安の軽減というところにつながってくるのではないかなという気がしますので、市民を助けるということは何かというと、市民の行き場所をつくるだけではなくて市民を強くしてあげること、いろいろな情報を与えてあげる、いろいろな不安を取り除いてあげる、それによって市民が強くなるんです。そういったこともその窓口の重要な役割ではないかなということを思いますので、ぜひそういったところも踏まえながら進めていただけるようなことをお願いをしておきたいと思います。

それでは、続きまして、この平成26年度をもって計画期間が満了となる計画が多々ございますけれども、地域福祉計画、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画、これを福祉計画として一体的にとらえて策定されるというお話を伺っております。

まず、第1次、第2次の地域福祉計画、今回第3次目ですからね。第1次、第2次の福祉計画というのは計画の策定というのはどのように取り組んできたのかという、まず手法の部分、それから今後策定していくに当たっては、当然それらの計画における検証というものをやらなければならないと思いますけれども、その検証というものをどのように計画につなげていくのか、そういったところをどういうふうに考えているかを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） これまでの地域福祉計画の策定では、第1次計画では、子供から高齢者まで、障がい者も含めた住民参加、住民主導で計画を策定してまいりました。第2次計画では、住民の方に加え、事業所や福祉専門職の方にも御参加いただき計画を策定してまいりました。第1次、第2次計画での最大の特徴は、自分たちのまちの地域福祉の現状を振り返り、認識する中で策定された市民と行政による協働事業だったといえます。

次に、地域福祉計画の検証につきましては、これは今後の計画策定の中で行っていますが、また、これまで市民会議の地域福祉分科会におきまして、これまでの地域福祉の取り組みに加え、新たな課題を解決する仕組みが必要であること、現在、市民会議の各分科会において実践活動は行われており、今後は地域課題の解決に向け、他の分野の活動と連携し、つながりのある活動となるよう進めていく必要があるなどの御意見をいただいております。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） 第1次、第2次は、それぞれその策定過程においても非常に評価が高かったと、私は思っております。そういった部分でいうと、第3次に関しても、多分高浜市ではない市町の注目、そんなところもあろうやと思いますので、御期待させていただきますけれども、今回この第3次に関しては、福祉の分野だけではなくて、行政全般に及ぶ市民のしあわせづくり計画というお話が先ほどございました。こういった計画ということになると、全庁挙げての部分になると思いますし、それから、先ほどの答弁にありました市民会議からの意見、そういったもの

も含めて非常にこの枠組みというのは難しいかなという気がするんですけども、この市民のしあわせづくり計画の策定に対してはどのような取り組みを考えられておるのかお聞かせいただければと思います。

○議長（内藤皓嗣） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（杉浦崇臣） 第3次計画では、福祉を広範囲に市民福祉ととらえて、これまでの地域福祉のほか教育、生涯学習、環境、防災、防犯など全庁体制で計画の策定に取り組んでまいります。加えて計画を実践につなげていくことを目指して、市民のしあわせづくりのために、市民、地域、事業者、関係機関、行政がそれぞれ役割を持ち、行動を行っていくために一緒になって議論し、これまでの取り組みを基礎に今後さらに発展させていく計画づくりを（仮称）アシタのたかはま研究所で行ってまいります。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。わかりましたというか、大ざっぱにわかったというイメージしかないんですけども、1つお願いをしたいのは、やはり進捗がしっかり見えるように、議会のほうにもお示しをいただきたいということを思いますので、そのところはよろしく願いいたします。

それから、続きまして、残り時間がないものですから、先ほどちょっと基本目標2のところまで飛ばさせていただきますけれども、妊娠期から切れ目のない支援体制ということで、先ほどの一般質問の中でもありましたけれども、フィンランドのネウボラという制度が紹介されておりました。この制度というのは2つの特徴を持つと言われております。1つ目は、妊娠期から支援が始まるということ、2つ目は、マイ保健師という子供と家族を担当する保健師が変わらずに継続して支援するという特徴があるわけです。とりわけ出産前の妊娠期から顔の見える関係を構築していくというところに重要度があるというふうに言われております。

子供と家族を支援していくためには、子供への対応も初めての子供と2人目の子供、それ以上の子供いろいろと違ってきますし、家庭環境によってもさまざま違いが出てくると思います。妊娠期からのモデルプランと、それから子供への具体的な支援プラン、そういったものがつくられるとよいというふうに思うんですけども、ここのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 議員おっしゃられるとおり、マイ保健師のあり方というのが切れ目のない支援を実現していくためのキーワードであると思っております。来年度より保健師の業務の割り振りを年齢による区分から地区担当制へ変更して、地域の妊産婦から高齢者まで全ての年齢層を支援する地区担当保健師への転換を考えており、マイ保健師に近い形になっていくと思っております。

また、モデルプランについては、こうしたモデルプランや支援プランというのは継続した支援

を行うための重要なツールであると考えておりますので、プラン作成に向けて取り組んでまいります。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） わかりました。今年度待機児ゼロの施策で、たまたま民間のほうから保育所の開設が2カ所行われるということで、施設整備も大切だと思いますけれども、たとえ空きがあっても、私は自分のうちで育てるんだという方々が必ずいるわけですよね。そういった方々の支援は放っておいていいのかといったら絶対そうじゃないと思います。そういうところに対してマイ保健師の、このネウボラの考え方をもとにした部分というのは非常に重要な施策ではないかなということを思いましたので、ぜひとも進めていただければということを思います。

それでは、最後の項目に入らせていただきますけれども、刈谷豊田総合病院の高浜分院、この新築についてお聞きしたいと思います。

施政方針の中で、医療法人豊田会が平成27年度に高浜分院の新築工事に着手する予定があるということを伺っていました。この新築ということに至った経緯、この部分をお聞かせいただきたいと思いますが、これに関しましては、もう長年携わってこられました副市長にぜひお答えをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 副市長。

○副市長（杉浦幸七） 高浜分院の建てかえにつきましては、移譲時から豊田会と協議を重ねてきた事項であります。その中で、ある程度病院経営が安定した段階で工事に着手したいと伺っておりました。民営化から間もなく5年を迎え、病床もほぼ満床の状態が続くようになりました。新たな医療ニーズに応えるためには大規模な施設改修が必要となり、病院を新築する方向で豊田会と合意いたしました。

多くの入院患者を抱える中での工事となりますことから、工事期間をなるべく短くすることに加え、建てかえ費用についても極力抑える方向で進めてまいります。場所につきましては現在協議中であり、早い時期に決めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます、ちょっと確認として、もう一つ、二つお尋ねしますが、豊田会に移譲した際に協定書を締結しておりますけれども、その協定書の中では、病院を新築する際、高浜市から財政支援というものを行うということになっておったと思います。その内容について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 保健福祉グループ。

○保健福祉G（加藤一志） 高浜市立病院の移譲に関する協定書では、病院施設整備費補助金といたしまして、高浜分院の建てかえを含む施設改修を実施する場合、20億円を限度といたしまして、原則、移譲後4年目以降に財政支援を行うと規定いたしております。

このため高浜市では刈谷豊田総合病院高浜分院施設改修事業費といたしまして、限度額20億円といたしました債務負担行為を設定しているところでございます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。あと残り2分です。

○9番（北川広人） わかりました。27年度工事着工を予定されるということは、27年度から毎事業年度に2億円の財政支援が発生するということになるわけですので、そのところは、しっかりと予算の中でも飲み込んでいかなければならないのかなということも思いますけれども、ただ病院の新築となると、規模によっては現状の場所では無理という可能性もあるのかもしれない。そういったところも高浜のスタンス、こういう病院になっていただきたいというスタンスをしっかりと持って協議に臨むべきだと私は思いますので、そのところはしっかりと申し送っていただくことをお願いをいたします。

それから、最後になりますけれども、市長、この26年度の当初予算、そしてまた中期基本計画のスタートということで、改めて決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 市長。

○市長（吉岡初浩） 中期基本計画というのは策定過程を皆様ごらんになっていただいたと思いますが、まさに市民の皆さんと行政の思いを凝縮させた計画であるというふうに思っております。4年間という非常に限られた期間の中での計画でございますので、課題を先送りして眺めておるというような、そんな余裕はないわけですし、私どもも懸命にあしたをよくするんだと、きょうよりあしたをよくするんだという思いで進めますし、その支えには、自分たちのまちは自分たちでつくるんだという市民の皆様の声があるんだと思っております。課題に向かって果敢に取り組んでまいりますので、議員各位にも、より一層の御指導をお願い申し上げまして、全力を傾注していく決意とさせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 9番、北川広人議員。

○9番（北川広人） ありがとうございます。私ども市政クラブの提言に対しまして、本当に満点に近い御返答、今回の当初予算でいただいたと思っております。ありがとうございます。

最後になりますけれども、耳にタコかもしれません。中川先生のお言葉を拝借して恐縮ではございますけれども、理念なくして政策なし、政策なくして計画なし、計画なくして実行なしというところがあります。ぜひ市長の思い、しっかりと進めていただくことをお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は14時20分。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、鈴木勝彦議員。一つ、防災・治水対策について。以上、1問についての質問を許します。

10番、鈴木勝彦議員。

〔10番 鈴木勝彦 登壇〕

○10番（鈴木勝彦） 議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります防災・治水対策についての1問について、一括質問をさせていただきます。

最近の研究予測では、数十年のうちに来るとであろう地震や、特に最近発生している地球温暖化に伴う集中豪雨の水害に備えて、高浜市内の町内会やまちづくり協議会、関係団体等の組織が住民とともに力を合わせて、装備も気持ちも一つにして組織の充実を図られています。住民にとってはきずなという住民力で結ばれ、それぞれの協力と努力で意識の高揚を図り、助け合いの精神が近年強く芽生えております。行政としてもその一助を担うことで住民とのパイプを太くし、信頼関係を構築していくことが必要であると考えます。

しかしながら、沿岸部にある企業や地域住民は、地震や豪雨などの自然災害の対策や装備が整っているとは言えません。特に企業におかれては、自社努力によって少しでも被害を最小限に食い止めようとされています。しかしながらそれも限界があり、行政としての協力体制と対策をとることが、優良企業を残す、雇用を守る意味からも大切なことだと思います。自社努力によって会社は存続しても、ライフラインが破壊され、商品の製造、配送、従業員の安全が確保されなければ事業の継続ができず、高浜市以外の内陸部に事業所を移転するという選択をされてしまいます。そうならないためにも、対策は重要であると考えます。

そこで、高浜市としての沿岸地域である芳川町、新田町の災害に対する整備をどのように進めているのかお教えてください。また、企業との話し合いもなされているのなら、その状況もあわせてお願いいたします。

次に、海岸の防災対策として、芳川町四丁目地区の高浜海岸の耐震対策工事が進んでいるが、その具体的な内容と効果、事業の進捗状況について御説明願います。

次に、同じく芳川町四丁目3番地1の株式会社ミツカンフレシア中部工場は、平成25年10月4日付の新聞では、平成12年9月から操業している中部工場を閉鎖し、ことし平成26年8月から、岐阜県美濃加茂市の中蜂屋工業団地の新工場で操業を開始すると報道されました。また、10月9日に開催された全員協議会において、市当局より市内事業所の市外移転について説明があり、移転理由は、好調である納豆生産の規模拡張を図るということでした。工場の撤退による従業員の雇用や税収の落ち込み等の問題もあり、高浜市にとって大きなマイナスだと思います。撤退後の工場利用については、早く新しい企業が来ていただければよいと思っているところです。

しかし、私はそれ以上に、遊水池がどうなるか心配であります。工場周辺の遊水池は、撤退す

る工場の親会社である株式会社中埜酢店などの企業が所有していると聞いています。遊水池は台風などで大雨が降ると、上流から流れてくる排水や、この地域から出る排水を貯留するもので、浸水対策に非常に効果的な施設だと認識しております。現在でも、この遊水池に貯留された水は、服部新田排水機場の排水ポンプでくみ上げられて、衣浦湾に排水されております。近年では、局地的集中豪雨も増加傾向となっていており、このような遊水池はますます重要なものになると考えます。現在は、企業の御理解と御協力により遊水池のままで使用させていただいているようですが、工場の撤退により、例えば他の企業に売却するために埋め立て、または新たに進出される企業により埋められることも考えられます。埋められた場合、排水はどうなるのか、浸水被害が多くなるのかなのです。

そこで、1点目の質問として、高浜市として何らかの対策が必要だと考えますが、今年度の下水道事業会計予算で、この遊水池について下水道施設現況調査検討業務委託料を計上されていましたが、まだ委託期間中かもしれませんが、調査の状況についてお聞かせください。

2点目として、今後、この遊水池について高浜市がどのようなお考えをお持ちなのか教えていただきたいと思います。

次に、明治用水中井筋改修工事についてお伺いいたします。

現在、吉浜小学校東の吉浜橋のかけかえと、付近の改修と、蛇抜橋の工事が実施されており、残すところ名鉄線下部工事となりました。明治用水中井筋の改修工事は、上部地域の開発により田畑に雨水の貯水能力が減少して、下部の高浜市等の地域の浸水被害が心配されることから、排水能力を高めるための改修工事だと聞いておりますが、改修工事の進捗状況についてと、改修により排水能力は改善されるのか、この2点についてお伺いいたします。

以上で壇上の質問を終わらせていただきます。

[10番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（内藤皓嗣） 都市政策部長。

[都市政策部長 深谷直弘 登壇]

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、鈴木勝彦議員の、防災・治水対策について、（1）沿岸部企業の水害・地震対策について、（2）芳川地内堤防補強整備について、（3）芳川町四丁目の遊水池について、（4）明治用水中井筋改修工事について、それぞれお答えをいたします。

（1）沿岸部企業の水害・地震対策についてお答えをいたします。

初めに水害対策につきましては、御質問にありました新田町、芳川町地内の沿岸部は工業系の用途地域が主体となっており、ものづくり関連の企業が操業をされています。特に、高浜海岸と県道名古屋碧南線に挟まれた区域で、高浜ファミリーボールの南北の区域となります新田町四丁目、五丁目地内の標高は、1.1mから1.6mといった低地域であることから、満潮時に台風による高潮の影響を受けやすく、衣浦港の海水面が上昇し、低地域からの排水は衣浦湾へ流出しに

くくなり、一時的に雨水がたまり、浸水を起こすことがありました。最近の状況では、被害の大小はございますが、平成24年9月30日の台風17号の高潮、平成25年8月6日に発生をしました集中豪雨、平成25年9月4日の台風17号による被害が発生をいたしております。

こうしたことから、一部の企業では、自助対策として自社敷地内の排水施設の現状を専門家に依頼をして調査をされるとともに、側溝や排水管の浚渫、排水系統の見直し、敷地内での貯留施設の新設等に取り組まれておられます。

水害対策の取り組みといたしましては、今年度、2つの対策を行っております。1つ目の対策は、新田町橋本電気株式会社の南側道路であります市道流作新田線の道路側溝改修工事を、延長約170m実施しており、今月末完了の予定です。

2つ目の対策は、新田町四丁目地内における排水路の越水対策をいたしております。この排水路の場所は、流作グラウンドの北側にあります準用河川江川と並行して流れる排水路で、最下流の排水先は腰落樋門を経て江川に流入をしております。対策の内容は、土のうによる排水路の堤防かさ上げ工事で、堤防延長約290mに対して、高さ40cmのかさ上げを実施いたしました。

また、さらなる排水対策といたしまして、台風時の高潮に伴い樋門が閉鎖されることに対して、ピーク時の雨水を貯留できる暫定的な取り組みもいたしております。その内容は、先ほど申し上げました排水路の下流部分のイビデン株式会社の貯木場に排水路から排水管、口径1,000mm、延長約37mのヒューム管を新たに埋設し、樋門閉鎖時に排水を流し、貯木場を調整池として利用するための対策をあわせて実施いたしております。これは、貯木場の所有者でありますイビデン株式会社の温かい御理解で、暫定的ではありますが、対策が可能となりました。同社に改めて感謝を申し上げます。

次に、地震対策についてであります。沿岸部の企業に対する対策としましては、御承知のとおり、迅速に正確な緊急情報をお伝えすることが重要であるとの認識から、同報系防災行政無線を整備いたしました。市役所に親局を設置し、津波や高潮対策として沿岸部及び水害ハザードエリアを重点に、市内25カ所に屋外子局を設置し、昨年4月1日より本格運用を開始いたしております。

また、沿岸に立地する企業の皆様を中心に、地震、津波等を含む情報の提供を行っております。経営戦略グループの企業訪問に随行する形で、都市防災グループの職員が、愛知県の防災会議で使用されました国の震度分布、液状化危険度、浸水想定域を前提とした市町村別試算を用いた本市の被害想定の説明や、同報系防災行政無線の整備、防災メールへの登録、防災ラジオの販売など、本市の防災対策の取り組みなどを御説明し、地震に対する備えをお願いしております。

また、昨年2月には、行政と市内事業所との防災に関する情報交換会を開催いたし、さまざまな情報提供をさせていただきました。加えて先月19日、高浜市防災ネットきずこう会において、企業向けの講演会を開催しており、宮城県七ヶ浜にあります東北電力株式会社仙台火力発電所の

安達裕治所長をお招きいたし、東日本大震災の実体験から、地震発災直後から企業が果たすべき動きなどを学んでいただき、参加された企業には自助対策を見直していただく機会となりました。

地震対策の基本は、これまでも申し上げてきましたように、大規模な地震に備え、自分の命は自分で守る、自助の考えが基本でありますので、沿岸部の企業に対しても各種の対策の必要性を再認識していただき、取り組んでいただくことが重要であります。行政といたしましても、各対策の必要性と普及啓発に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、（２）芳川町地内の堤防補強整備についてお答えをいたします。

この事業は、現在、愛知県が進めております「あいち地震対策アクションプラン」に示された海岸・河川保全施設整備の推進により、施設の管理者であります愛知県知立建設事務所により、平成24年度から工事に着手していただいております。この「あいち地震対策アクションプラン」は、愛知県地域防災計画の実効性を高めるために、地震防災施策が取りまとめられた行動計画で、当初、平成13年6月、国の中央防災会議において東海地震の想定震源域が従来よりも愛知県寄りに見直され、14年4月には東海地震に係る地震防災対策強化地域が、新城市1市から、名古屋市を含む当時の行政区の58市町村に拡大されたことを契機として、愛知県地域防災計画の全面的な見直しが行われ、「あいち地震対策アクションプラン」が策定をされています。

現在は、平成22年3月に修正をされた第2次のアクションプランにより、高浜海岸については海岸堤防の耐震化として、大規模地震時に液状化により堤防が沈下し、浸水する可能性がある区間のうち、大きな被害が想定される区間として優先的に整備を進めていただいております。これまでの堤防耐震点検では、地盤の液状化等により最大で3m程度の堤防沈下が生じるという結果から、耐震性を備えた高潮防潮堤防を早急に整備する必要があるとの判断で事業を推進していただいております。

そこで、御質問の工事の具体的な内容であります。工事の対象場所は、芳川町三丁目地内、高浜市グループホームあ・うんの西側海岸付近から、芳川町四丁目地内、服部排水機場の西側の海岸付近までの区間、約1kmで、工事の期間は平成24年度から3カ年の計画となっており、工事の区間を衣浦臨海鉄道との交差点を境に、北側と南側の2つの工区に分けて実施されています。

工事は、先ほど申し上げましたように、液状化による堤防の沈下を防ぐための対策で、現在の海岸堤防の基礎となります地中部分の液状化を防ぐため、地盤改良が施工されております。わかりやすく表現をいたしますと、海岸堤防の天端には管理用の道路がありますが、幅約4m、深さ13mの地中に強固な壁が形成されている状況になります。これまでの県の海岸堤防での耐震対策工事は、堤防前面の地盤の改良または二重締切鋼矢板で施工されてきており、高浜海岸においては、平成21年度に概略設計を行い、二重締切鋼矢板工法で施工する計画で進められていましたが、鋼矢板が基盤の固結シルト層への根入れが必要になることから、工事費、工事期間ともに過大になることが予想され、早期効果の発現、事業コストの削減及び治水の安全性の観点から総合的な

判断により今回の土壌改良工法を採用されたということでもあります。

なお、今回の工事の進捗状況は、地元の皆さんの御理解と御協力をいただきまして、平成26年度末をめどに工事を終わられる予定で、順調に進捗していると知立建設事務所よりお聞きいたしております。この工事が完了いたしますと、本市の沿岸部における緊急対策箇所として対応をしていただく工事は一旦終了とはなりますが、高浜海岸の高潮防潮堤防は、昭和34年9月の伊勢湾台風後、同年11月に設置をされました伊勢湾等高潮対策協議会で定められた堤防の基準高により昭和38年ごろに築造され、約50年が経過いたしており、現在では不等沈下や老朽化により、海岸堤防としての機能低下が見られる箇所もあるとお伺いをいたしております。

今後、定期的な海岸堤防の機能点検による現地点検をもとに健全度評価が行われ、補修の緊急性が高いと判断された箇所については、計画的に対応をしていただけるとのことです。

次に、(3)芳川町四丁目の遊水池についてお答えをいたします。

2点についてお尋ねをいただきました。1点目の下水道施設現況調査検討業務委託の調査状況について、2点目の今後の遊水池について、一括してお答えをさせていただきます。

初めに、現在、進めております遊水池についての下水道施設現況調査検討業務の概要を申し上げます。

この業務の目的は、春日町一丁目、芳川町三丁目、四丁目地内を雨水排水区域とする服部新田排水区ですが、平成2年度に都市下水路として事業認可を取得し、下水道事業の基本計画では雨水排水ポンプ場を設置する計画がありますが、今回、御質問の民間の遊水池があること、服部新田排水機場として農業用排水ポンプが設置をされていることから、今日まで雨水排水ポンプ場の整備を遅らせてまいりました。しかしながら、事業認可取得後20年以上が経過し、雨水調整池として機能していた遊水池も工場等の進出により一部が埋め立てられ、周辺の宅地化が進んでいること等、状況が大きく変化していることから、既存の遊水池能力等の現況を調査することを目的として業務を委託しております。

業務の内容は、現地調査、測量調査の後、現況評価として設計条件の確認、雨水調整池の可能貯留量の算定・評価、計画の立案として基礎調査の結果及び現況評価の結果を踏まえて、雨水ポンプ場の位置、規模について方針を決める内容であります。

現在、調査結果報告書をまとめている最中ですので、今までに打ち合わせ・協議をしてきたことについて説明をさせていただきます。

既存の遊水池の能力は、全体で約1万8,000m³が貯留可能量と推定できることが明らかになりました。

次に、服部新田排水区は、排水ポンプによる強制排除施設を必要とする排水区であるため、雨水の排除方法について3つの案を比較し、検討いたしております。

第1案は、下水道計画において採用している雨水全量を排水ポンプにより強制排除する方法。

第2案は、現況の排除方法である遊水池を貯留施設として排水ポンプにより強制排除をする方法。
第3案は、雨水全量を貯留する方法です。

検討の段階で、第3案の雨水全量を貯留する方法については、遊水池の貯留能力を考慮すると、設計降雨である1時間当たりの降雨量50mmを全量貯留することは可能であります。増加傾向である局地的集中豪雨や長時間の降雨を考慮した場合には対応できないことが明確であるため、今回の排除方法の検討から対象外といたしました。

第2案に関しまして、浸水に対する安全性、必要敷地の確保、建設費の多寡、維持管理性などについて比較検討を行っております。その結果、浸水に対する安全性と必要敷地の確保については、第1案の雨水全量を排水ポンプにより強制排除する方法のほうが有利となりましたが、建設費の多寡と維持管理性については、第2案の遊水池を貯留施設とし、排水ポンプにより強制排除する方法が有利となりました。総合的には、建設費が第1案より第2案のほうが事業費を削減できるため、第2案を選定する方法がよいという判断をいたしております。

現在、ポンプ場の位置について検討をしておりますが、建設敷地の規模や建設時の施工性、建設機材の搬入のほかに、衣浦臨海鉄道との位置関係、海岸保全区域の規制なども考慮するように指示をしています。

御質問にありましたように、工場の撤退により他の企業に売却、新たに進出される企業により遊水池が埋め立てられてしまうことに対する御心配をいただきましたが、この遊水池につきましては、現状でも必要可能な施設だと考えており、今後においても所有している企業に、御理解、御協力を賜り、継続して利用をさせていただきたいと思っております。

そうした中、平成25年10月28日に、遊水池の所有者であります株式会社中埜酢店より、この遊水池に関する相談をいただきました。その内容は、高浜市の意向の確認、例えば現工場を購入をしていただくお客様に対してどのように話をしていけばいいのか。弊社としては、高浜市に購入をしていただきたいと考えているとのことでありました。ただいま申し上げました状況も踏まえて、引き続き検討、協議をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、(4) 明治用水中井筋改修工事についてお答えいたします。

明治用水中井筋改修工事につきましては、愛知県の事業名では、かんがい排水事業中井筋地区・中井筋依佐美地区と称します。

初めに、この地区の概略と事業の目的について御説明させていただきます。

地区の概要は、安城市西部、刈谷市の東部及び高浜市の北部に位置する受益面積403haの水田地域で、明治用水中流部に位置しています。明治用水は、明治13年に東井筋・中井筋、明治14年に西井筋が完成し、その後、昭和22年から昭和41年までに県営かんがい排水事業明治下流地区により改修をされました。

なお、昭和47年から昭和55年にかけて県営水質障害対策事業上倉地区により新しくパイプライ

ンが整備され、中井筋は排水専用の水路となり、現在に至っております。

次に、その目的でございますが、先ほど申しましたとおり、この事業につきましては、中井筋水路流域において、都市化の進展等に伴い、水路の流出量が増加していることなどから、湛水被害の防止を図るため、水路の排水能力の向上を図り、流域の排水不良を解消するとともに、農業経営の安定を図ることを目的としております。

次に、工事の概要でございますが、古い水路を取り壊し、深く掘り下げ、水路の敷高を下げることで水路の断面積を増加させ、排水能力の向上を図ります。市内の工事の延長は、中井筋地区で総延長約4.3km、そのうち高浜市内分、高浜工区は約3.1kmであります。また、工事完了後の水路の断面積は、場所によっては変わりますが、約20%から50%ほど現在より増加し、平均で約25%断面積が増加することになります。

なお、今年度の工事は、橋梁改築工事を含め排水路工として吉浜交番、南側の吉浜橋付近の34mの区間、その吉浜橋下流に架設をされています中井筋橋下流の83mの区間、また、国道419号の高架橋の北側となります蛇抜橋付近の9mの区間で現在工事が実施されております。

次に、事業の進捗状況でございますが、中井筋地区の予定工期は平成12年度から平成27年度までで、平成25年度末の事業量から見た進捗状況は、中井筋地区全体で約73%、高浜工区では約97%であります。

また、中井筋依佐美地区の予定工期は、平成13年度から平成28年度までで、平成25年度末の事業量から見た進捗状況は、中井筋依佐美地区全体で約75%であります。

次に、質問の改修により排水能力が改善されるかという点でございますが、排水路のような自然流下の排水施設における排水能力の検討に当たっては、単位当たりどれだけの水量を流せるかを検討することとなります。現在の明治用水中井筋の排水能力は、最下流であります清吉橋より上流の大山緑地西側の地点では、毎秒14.3tの水量を流せる能力を有しておりますが、今回の工事が全線完工いたしますと、計画での排水能力は毎秒35.5tを有することになり、2倍以上の排水能力が向上することになります。

昨年度の中井筋橋の通行どめや、今年度吉浜橋・蛇抜橋の通行どめなど、工事施工に当たり、近隣の皆様には多大なる御迷惑をおかけしておりますが、先ほど御説明をさせていただきましたように、明治用水中井筋におきましては、流域における重要な排水施設であり、その排水能力の向上は急務であると考えておりますので、引き続き御協力を賜りますことをお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔都市政策部長 深谷直弘 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。丁寧に説明していただきまして感謝いたします。

一番最初の吉浜地区の、新田、芳川地区の工業団地の皆さん方、そこにこの前も水害から多く

の被害を受けたということで、私たちもいろいろな社会貢献をしていただいている企業さんの中からいろいろな御意見を伺っております。特に橋本電気さんにおかれましては、自社努力によりまして、グラウンドを貯水能力を高めるために改修工事を今始めておられるということで、あわせて公共事業として、脇の側溝も今改修をされていると思います。ぜひ、こういう形で官民が一緒になって、非常に大切な企業でありますので、こういったところの改修を推し進めていただければと思います。

そういった観点から、二、三ほど再質問をさせていただきます。芳川町や新田町の地域の今後の整備について、高浜市としての考え方があれば教えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（内藤皓嗣） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 芳川町や新田町の地域の今後の整備についての考え方でございますが、平成26年度に下水道施設の現況調査を予定しております。これは下水道計画策定時から年数が経過し、土地利用状況の変化が見られる地区もあることから、現地調査や既設排水路の能力等の調査、また、浸水実績や降雨特性を考慮して整理を行い、今後の下水道計画に反映できるように雨水対策施設の検討をするものでございますが、短期で整備できる施設、また、長期計画を立てて整備が必要な施設等も考慮して検討する予定でございます。

調査する地域でございますけれども、市道半城土吉浜線、市道吉浜依佐美線から西の地域になりますけれども、下水道事業で言うと流作新田排水区、大清水排水区、江川第一排水区、江川第二排水区、東山排水区、柴林排水区の6排水区を予定しております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

先ほども言いましたように、大変私どもの当市にとりましても優良な企業でございますので、そういった人たちと共同体制をとりながら、企業継続に御努力いただきたいと思ひます。特に企業の皆さん、もしこういう形で地震、水害が頻繁に起こるようであれば、内陸部へ移動されるということもあります。あるいは地域の住民の方におかれましては、何十年というローンを組まれてそこに、もう一生そこに住むんだという覚悟で住んでおられます。こういう人たちが本当に安全で安心に暮らせるような地域の構築が非常に大切だと思ひますので、特に治水という、水を制する、そういったところをしっかりとした対策をとっていただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番目の芳川地区の堤防の補強整備について、追加で質問させていただきます。

過日、この3月3日には、市長さんを初め関係の部局の方も来ていただいて、渡し場かもめ会の清掃後、この工区の実況を説明していただきました。知立土木さんにおかれましては、貴重な

時間を費やして御説明いただいて、私たちが本当に安心して暮らせる一つの堤防が、本当に地震によって沈下して、安心して暮らせない状況が発生してしまったということで、急遽大きな工事が行われるということで、お聞きすると、このパワーブレンダー工法というのが、機械が全国で80台ぐらいしかないとかいう貴重な機械で改修工事を行われるということで、なかなか期間もかかるし、機械も少ないということで、なかなか推し進まないというお話を伺って、ぜひ、貴重な時間を費やして工事を進めていただければと思っております。

そこで、この調査は何年ぐらいから調査を始められたのか。そして、今ある工区、おおむね1km範囲だと思いますけれども、この範囲を急遽、危険度が高いということで、順位度を上げて工事を進んでおられると思いますけれども、調査をした中に、高浜市の中に、それ以外に、当然緊急性が必要だと思われる箇所もあろうかと思っておりますけれども、非常に危険度が高いという結果が出たところがあるのか、調査の時期と、あそこ以外にそういった結果が出たかどうか、もしそこに調査表があるなら教えていただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G主幹（田中秀彦） まず、最初の御質問の調査の時期でございますが、この高浜海岸の耐震対策工事につきましては、始まりは阪神淡路大震災が契機となっております。この大震災を受けて、全国的に公共施設の耐震化に対する取り組みが強化されており、その一環で愛知県が公共施設の耐震化調査というのを進めておられました。その結果を受け、この調査結果を受けてなんですが、愛知県では平成14年から平成18年までの5カ年に実施する行動計画として、第一次アクションプラン、愛知の地震に対するアクションプラン、あいち地震対策アクションプランというものを取りかかれております。この中では、やはり限られた時間の中で被害軽減策を効果的に、かつ効率的に推進するというので、県内全体で優先対策箇所の対策を検討されたとのこと。当初は、この箇所に高浜海岸は選ばれておりません。

で、引き続き当初の調査結果の結果、平成14年度以前に行われた調査結果の結果なんですが、それに従いまして、第2次地震対策アクションプランというものが、平成19年から26年の間で策定されております。この期間の中で、高浜海岸が地震時による液状化の危険があり、堤防が沈下し、浸水する可能性がある区間ということになり、地盤の液状化等によって最大3mほど地盤沈下が生じるという結果を受けております。その結果を受けて、耐震性を備えた高潮防潮堤を早急に整備する必要があるという判断で、第2次の中で優先的に整備される区間ということで、工事が着手されておるのが現状でございます。

もう1点の、残りの市内の緊急性が高い箇所ということでございますが、現在、お聞きしている中では、平成23年度にもボーリング調査や測量調査等をやられておるんですが、日常点検以外で特に緊急性が高いというところはないというふうな説明を受けております。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

あそこの堤防は、特に質問の中に遊水池の池の問題もありますし、あるいは沿岸には養鰻場もありますし、それからあそこに住宅も、養鰻場の跡地に住宅がかなり建っておりますので、一番低いところでは0.5というところもありますので、非常に危険度の高いところでもありますので、当然、補強、堤防の補強というのは重要な箇所と思っております。27年度に完成するというので、私どもも日曜日に見させていただいて、大変心強い思いをいたしました。早く、その前に来ては困りますけれども、本当にああいう形でどんどん堤防の補強がなされていくと安心をさせていただきます。

そこで関連でありますけれども、先ほどの答弁で、中埜酢店、酢店と書いてスミセ、私も初めてこの読み方を、正式な読み方がナカノスミセというそうなんですけれども、協議中であると言われておりましたが、所有している面積とか、もう少し具体的に協議内容についてお聞かせすることができたらお願いしたいと思います。現在、協議中ということですので、お答えできる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） それでは、まず、面積でございますが、株式会社中埜酢店さんの所有している遊水池の面積でございますが、1万5,788㎡でございます。これは今回測量しました遊水池の総水面積が約3万2,500㎡でございましたので、約49%になります。株式会社中埜酢店から相談があった時点では、調査検討業務委託の検討もまだできておりませんでしたので、下水道計画では、この株式会社中埜酢店の所有している遊水池の中で雨水排水ポンプ場の計画をしており、計画に基づく施設面積は購入する必要があると判断しておりましたが、検討結果から、第2案の遊水池を貯留施設とし、排水ポンプにより強制排除をする方法が有利となることや、現状が遊水池を利用して服部排水機場から排水していることを考えれば、株式会社中埜酢店の所有している遊水池を現状のまま使用できるようにしておくことが必要と考えて協議を進めました。

高浜市からは、株式会社中埜酢店に遊水池が公共性が高く、今までも御理解、御協力をいただいていたことから、今後も使用できないか等の意向確認をさせていただき、株式会社中埜酢店からは、高浜市にとって重要な遊水池であることはわかっていただき、高浜市に売却してもらえることで検討していただいております。高浜市としては、災害から市民生活を守ることを考え、株式会社中埜酢店から遊水池の所有地、面積は1万5,788㎡を買い取る方向で検討・協議を進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

要するに、あそこへ新しい工場が来て池がなくなると、沿岸の人たちに御迷惑がかかるという

ことで、早急に手を打ちたいということで、買う方向で向かうということでよろしいわけですね。ぜひ、地元の人たちもそう望んで、私も二、三の地権者の方に、地権者というか地元の方にお聞きしましたら、ぜひそういう方向が望ましいというような意見も伺っておりますので、ぜひそういう方向で進めていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、中井筋工事がこれで大方90%進みますが、あと名鉄だけかなと思いますけれども、これでかなりの排水、雨水の排水量が上がるということで、前回起きましたような120mm当たりの雨量がきても、それを賄うということは無理かもしれませんが、改善はされるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（内藤皓嗣） 地域産業グループ。

○地域産業G（杉浦義人） はい、先ほど答弁のほうでお話させていただきましたとおり、断面積で約25%大きくなるということでございます。お尋ねの1時間雨量120mmの雨量に耐えられるかどうかというのは、ちょっと申しわけありませんが、計算ができないものですからお答えはできませんが、確実に排水能力は向上するという事は間違いございませんので、そのあたりでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（内藤皓嗣） 10番、鈴木勝彦議員。

○10番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

私も地元に戻りますと、この前も、呉竹町、特に浸水しておるんですけど、あれはいろいろな要素が重なったとも私は聞いております。枝に入っている排水区が流木やそういうもので埋まって、それからオーバーフローしてしまって現実より多く被害が起きたということも私も伺っておりますので、一概にそうとは言えないと思いますけれども、実際に今言ったように25%排水能力が上れば、それだけ雨水の排水が早く除去されるということで、水害も少なくなるだろうということで理解させていただきます。

今、ちょっと話を変えますけれども、話題になっておりますNHKの大河ドラマで黒田官兵衛をやっていると思いますけれども、黒田官兵衛と豊臣秀吉は、毛利攻めの高松城を攻めたときに、水攻めをします。これは解釈としてはいいほうに解釈をするわけですけども、水をコントロールすることによって、要するに農民の皆さん方に御迷惑をかけずに、あるいは死人を出さず解決をするという方法、水を有効に使うという方法と、昔から言われているように、水を制する者は民を制する。そして国を制すということもありますので、やはり民の水害等を、しっかりとした対策をとることによって、国である高浜市も潤うということにつながるんだろうと私は思いますので、治水、要するにまさに水を制すると、コントロールすることとは、住民が安心して、安全で暮らせると。もちろん企業にとっても同じ考えになると思いますので、今後も治水対策に御尽力いただけることをお願ひ申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内藤皓嗣） 暫時休憩いたします。再開は15時20分。

午後3時8分休憩

午後3時20分再開

○議長（内藤皓嗣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、黒川美克議員。一つ、まちづくりについて。以上、1問についての質問を許します。

2番、黒川美克議員。

〔2番 黒川美克 登壇〕

○2番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、まちづくりについて質問をさせていただきます。

最初に、高浜市都市計画マスタープランについて質問をいたします。

高浜市は、平成8年3月に高浜市都市計画マスタープランを策定し、現在の都市計画マスタープランは、平成23年7月1日開催の高浜市都市計画審議会で審議され承認されていますが、これは私が市議員になる前の平成23年3月の常任委員会と全員協議会で説明されておりますので、私は詳しい説明を受けていませんので、まず、策定の考え方と今までの進捗状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、高浜市公共施設あり方計画と都市基盤整備について質問をいたします。先ほどの北川議員の質問と重複する部分がありますが、よろしくお願いをいたします。

平成26年1月29日開催の全員協議会で、「新しい地域活動拠点の形成を目指して 基本方針について」の資料が配布説明されましたが、最終的な高浜市公共施設あり方計画や保全計画が示される前のこの時期に提出されたのかを質問をさせていただきます。

また、「新しい地域活動拠点の形成を目指して」の資料では、高浜小学校区の老朽化と市役所庁舎の耐震性能不足と老朽化について早急な対応が必要ということですが、高浜市都市計画マスタープランでは地域別構想で地域区分の設定を各小学校区ごとにしてありますが、この中で高浜地域の都市づくりの基本方向としては、本市の中心拠点として、市役所を初めとした多様な都市機能の充実、都市機能の複合化・集約化を図りますとあり、市役所庁舎、高浜小学校周辺は、建物更新時等にあわせた生活道路の強化による住環境の改善と記載されており、取り組み方針として、計画的に基盤整備が実施された区域はわずかであり、建物更新時においてセットバックや共同建てかえ等の促進により、高度利用の促進とともに、生活道路の強化、災害時の避難広場の確保を図りますとありますので、せっかく市役所庁舎と高浜小学校等の建てかえと公共施設の複合化を実施するならば、周辺もあわせて基盤整備を図る考えはないか、質問をさせていただきます。

次に、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例について質問いたします。

高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例は、平成20年9月定例会において、議員提案により上程、可決され、平成21年4月より施行されていますが、施行後5年経過し、その間、何人かの議員が一般質問をされていますが、この条例の施行について、高浜市としてどのように取り組まれてきたか、お伺いいたします。

また、犬のふんについては、片づける方もいれば片づけない方もみえ、良心的な飼い主の方は迷惑をしているのではないかと、私は思います。そこで、犬のふんを減らすために、何か検討していることがあればお答えください。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

〔2番 黒川美克 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 企画部長。

〔企画部長 加藤元久 登壇〕

○企画部長（加藤元久） それでは、黒川美克議員の御質問、一つ、まちづくりについて、（1）高浜市都市計画マスタープランについて、（2）高浜市公共施設あり方計画と都市基盤整備について、（3）高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例について、以上3点について、順次、お答えをさせていただきます。

初めに、（1）高浜市都市計画マスタープランについてでございますが、この都市計画マスタープランは、本市における都市計画の総合的な指針としての役割を担うもので、計画目標年次を第6次高浜市総合計画と同様の平成33年度と設定し、平成23年7月に、高浜市都市計画審議会の決議を経て公表いたしました。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2において定義されております市町村の都市計画に関する基本的な方針に該当するもので、愛知県が定めております西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を上位計画といたし、第6次高浜市総合計画に即しており、地方への権限移譲や、地方が主体のまちづくりが進む中、市の創意工夫のもとに住民意向を反映したまちづくりビジョンを定めることを目的としております。

策定に当たりましては、高浜市都市計画審議会協議会において、報告及び意見徴収を行い、平成20年には、計画人口と土地利用計画の素案を作成し、平成21年には計画の全体構成及び内容について、平成22年7月には、近年までの都市の移り変わり及び目標年次であります平成33年における将来人口と土地利用人口フレームの考え方について、平成22年10月には、都市計画マスタープラン（素案）として、地区別構想についての報告を行い、計画づくりを進めてまいりました。最終年には、平成23年4月から5月にかけてパブリックコメントを実施し、冒頭にも御説明申し上げたとおり、同年7月の都市計画審議会を経て、公告、公表、県に通知をいたしております。

今回変更いたしました高浜市都市計画マスタープランは、平成8年3月に策定されてから、現在までの間に、少子高齢化の進行、高度情報化社会の進展といった社会経済構造の変化など、都

市を取り巻く環境が急速に変化しており、時代変化の中、都市間競争力を備え、安定・成熟した都市型社会の実現に向けた将来都市像を再定義した計画としております。この新しい都市計画マスタープランは、毎年度実施しております都市計画基礎調査の調査結果を活用した土地利用状況の変遷や、産業別就業者数の変化等をもとに、住宅地・住環境の方針、商業地の方針、工業地の方針、市街化調整区域の方針についてそれぞれ検討し、市民意識調査アンケート結果を踏まえ、都市づくりの分野別の課題をまとめております。

以上の都市の現況や課題を受け、第6次高浜市総合計画の将来都市像である「思いやり、支え合い、手と手をつなぐ、大家族たかはま」の達成に向け、将来の都市フレームをそれぞれ設定いたしております。これらのフレームにつきましては、最初に人口フレームを設定し、第6次高浜市総合計画と同様4万8,000人とし、将来の人口増を踏まえ、住宅地フレーム、工業用地フレーム、商業地フレームのそれぞれの将来フレームを設定しております。設定いたしました将来フレームを踏まえ、先ほど申し上げた都市づくりの目標の実現に向けた取り組みの方向性を、全体構想の中でお示しいたしております。

都市活動を支える連携・交流の動線である道路や鉄道、都市に潤いをもたらす河川など、都市の骨格を形成する都市軸をもとに、広域的な交流を支える結節点である鉄道駅周辺を都市機能集積拠点として、また、公共施設を公共サービスの拠点として位置づけを行うとともに、緑の拠点、レクリエーション拠点等の都市拠点を位置づけております。

この都市の骨格に、既存の市街地にあわせて、住宅地ゾーン、商業地ゾーン、工業地ゾーンの基本的なゾーニングを行い、都市軸、都市拠点、土地利用のゾーニングを設定した将来都市構造図として策定をいたしております。今後の都市づくりは、将来都市構造図を指針とし、分野別の都市整備方針を踏まえながら、各事業を進めることとなります。

今後の都市づくりの目標実現に向けた取り組みの方向性は、地域内分権と住民自治の充実による市民主体の都市づくりへの取り組みを今以上に進めるとともに、市民と行政の協働により進めることが必要となります。市民・事業者・行政が都市づくりに関する知識や情報、将来の地域展望を相互に共有し、相互協力のもとに計画の実現を目指していくことが重要となり、各地域のまちづくり協議会などの市民団体を初めとして、市民が主体的に都市づくりに参加し、計画、運営、維持・管理、点検・評価などの一連の地域マネジメントにかかわりながら、みんなでまちづくりを進めることが重要となります。

なお、行政におきましては、市民の都市づくりへの活動に対する参加意欲の高まりに応えられるような仕組みづくり、地域の都市づくりの熟度に応じた支援体制づくりに加え、対応策の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、(2)高浜市公共施設あり方計画と都市基盤整備についてお答えさせていただきます。

高浜市公共施設あり方計画につきましては、御案内のとおり、本市の公共施設の多くが、今後40年間のうちに一斉に更新あるいは大規模改修の時期を迎えることを受け、公共施設と、そこで提供する行政サービスに係るコストを総合的に見直すとともに、有効活用していくことが重要であるとの認識のもと、今後40年間という長期的な視点に基づき、行政サービスの低下を招くことがないように留意しながら、公共施設の総量圧縮、長寿命化、機能移転等を踏まえた全体方針や改善策、また、公共施設の具体的な維持管理や効率的かつ効果的な保全を行うための建物の実態把握と劣化状況の調査や、財政シミュレーションなどによって今後の投資的経費を予測し、その財政制約に基づき施設更新時期を取りまとめるなど、今後の高浜市における行政サービスのあり方や公共施設マネジメントの全体方針となるものであります。

公共施設のあり方を検討するに当たり、平成23年度において、まず、本市の公共施設の実態を把握し、今後の公共施設のあり方についてさまざまな角度から考えていくための基礎資料として、高浜市公共施設マネジメント白書を作成いたしました。この白書から見えてまいりました本市の公共施設の現状と課題では、まず、人口・ニーズ面では、本市の将来人口は、穏やかながら増加傾向にあると予測する中で、児童・生徒数は横ばい状況と見込まれており、今後、本格的な少子高齢化社会の到来が予測されることから、公共施設に対するニーズの変化を読み取る必要性が浮き彫りとなってまいりました。

次に、財政面では、歳出において、少子高齢化の急速な進展などによる社会保障費の増加が避けられず、投資的経費の確保がますます困難な状況になってくるという課題が見えてまいりました。また、施設面では、保有する全ての施設を更新するとした場合、投資的経費の総額が、今後40年間で522.5億円、年当たり13.1億円必要になるという試算結果が示されております。

以上のような現状と課題を踏まえ、平成24年度には、白書から見えてまいりました現状と課題を整理し、今後の本市の公共施設のあり方について検討するため、高浜市公共施設あり方検討委員会を設置し、公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画（案）の取りまとめをお願いしてまいりました。

検討委員会から提出されました基本方針では、大方針を「高浜市の次世代に向けた公共施設マネジメントの確立・発信」と定め、その内容として、「高浜市の地域特性を反映した公共施設マネジメント」及び「新たな取り組みによる公共施設マネジメント」の2つを掲げるとともに、この大方針を受け、施設の総量の圧縮と建てかえから大規模改修へをポイントに、「中長期的な視点からマネジメント」、「施設の実態を踏まえ、機能の複合化・単一目的施設から多目的化に転換するマネジメント」、「市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント」、「近隣自治体との連携・相互利用の拡大」、「全庁を挙げた問題意識の共有・体制整備と財政と連動したマネジメント」の5つの柱を掲げております。

また、基本方針に基づく公共施設改善計画（案）では、将来コストの削減目標の設定として、

施設の大規模改修などによる長寿命化を図るとともに、施設の持つ機能の複合化・運営の見直し・統合等による総量の圧縮などにより、コストベースで54%の削減を図るとし、その結果、今後40年間の更新費用の総額は240.4億円、年平均6億円という数字が導き出され、財政シミュレーションの結果に基づき試算した、今後40年間に確保できる投資的経費の年額5.2億円と比較した場合、1.2倍というところまで圧縮できる結果となっております。

そこで、ただいま御説明申し上げました公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画（案）に基づき、現在、公共施設保全計画（案）の取りまとめを進めているところでありますが、その内容といたしましては、改善計画（案）で示された主な改善項目の具体的な検討を行うほか、施設の現状について実態把握を行うための調査を実施し、一部の施設では、専門の技術者による仕様・数量・劣化状況の調査を行うとともに、施設管理者による不具合確認調査などを実施し、これらの結果を踏まえて施設の長寿命化の検討や整備水準の設定、大規模改修や更新の時期等に関する方向性の検討などに加え、財政制約の設定などを行うとともに、公共施設全体のマネジメントを推進するための体制整備についても検討を進めているところであります。

このように、公共施設のあり方計画の策定の趣旨は、冒頭にも申し上げたとおり、行政サービスのあり方や公共施設マネジメントに対する長期的な視点に立った全体方針として、公共施設の更新等に係る将来コストをいかに削減・平準化するかという点であることは御理解いただけたと思います。

そこで、公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画（案）で示された方向性を踏まえ、去る1月29日の全員協議会において、老朽化等の現状を踏まえ、市役所庁舎及び高浜小学校の今後の方向性を示した基本方針について、「新しい地域活動拠点の形成を目指して」と題して御説明申し上げたところでございます。市役所庁舎につきましては、東日本大震災以降、防災対策機能の維持の必要性の認識が高まる中、建物の耐震性能の不足と老朽化について早急な対応が必要となっていること、また、特に老朽化が著しい高浜小学校については、3つある校舎のうち、南校舎は建築後54年が経過し、躯体や外壁の欠落など早急な対応が必要であることが、保全計画（案）の取りまとめの過程における劣化状況調査の結果などから明らかになってまいりました。

その上で、改善計画（案）の中では、市役所庁舎については、「他の公共施設との複合化や保有形態の見直しによる効率化とし、その改善方策として、老朽化及び耐震未実施の庁舎は、集会機能等の他の公共施設との複合化や、民間施設を賃貸するなどの保有形態の見直しを検討する」と。また、学校施設については、「学校の複合化や災害時の拠点機能の充実とし、その改善方策として、高浜小学校の施設更新にあわせて、図書館やスポーツ施設等との複合化を図ることや、災害時の拠点施設として、シャワー室、更衣室、非常用電源装置等の機能充実を図る」と位置づけられております。

このような改善計画（案）の方向性を踏まえ、基本的には今後の地域社会の変化等を踏まえ、

小学校区を単位とした地域の活動拠点としての位置づけ、多目的利用を図るとともに、事業方式については市民との協働や民間企業の有する能力・ノウハウの活用を前提とする新たな手法を取り入れて実施していくことといたしております。

そこで、御質問の1点目、最終的な公共施設あり方計画や保全計画が示される前に、1月の全員協議会で基本方針が提出されたのかについて、お答えをいたします。

さきの9番議員の御質問の中でもお答え申し上げたとおり、今回、基本方針をお示ししました市役所庁舎及び高浜小学校につきましては、市役所庁舎にあつては耐震性能不足と設備の老朽化が、また、高浜小学校にあつては築年数から老朽化が進行しており、早急な対応が必要であることが明らかになったため、先行して公表させていただいたものであります。

また、この2つの施設につきましては、今後の公共施設のあり方計画を進めていく上で、市民の方に対して「計画の見える化」を図るとともに、先駆的なモデルケースとすることで、あり方計画の推進力としてまいりたいという考えに基づくものであります。

次に、御質問の2点目、市役所庁舎と高浜小学校等の建てかえと公共施設の複合化を実施するならば、周辺もあわせて基盤整備を行う考えはないかについてであります。御案内のとおり、本市ではこれまでに幾つかの都市基盤整備事業を実施してまいりましたが、例えば市施行であります高浜中部特定土地区画整理事業では、昭和43年に区画整理事業の話が出てから、事業が完工した平成6年までに26年の期間を要し、総事業費も52億5,890万円ほど費やしております。

また、組合施行で実施いたしました高浜向山土地区画整理事業では、平成3年に区画整理事業の話が出てから、事業が完工した平成13年までに10年の期間を要し、総事業費としては10億9,400万円ほど費やしております。

さらには、市街地再開発事業の三高駅西地区では、事業期間として昭和63年度から平成9年度までの9年の期間を要し、総事業費としては114億2,500万円ほど費やしております。

このように、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市基盤整備事業を実施するためには、多大な年月と莫大な費用が必要となり、市の財政負担も相当の額に上ることが予想されます。

公共施設のあり方計画に基づく公共施設の更新時期にあわせて、その周辺を含めた都市基盤整備事業を一体的に行うといった考え方につきましては、将来のまちづくりを進めていく上での一つの事業手法であることは理解いたしますが、そのためには緊急性の高い公共施設の更新が後回しになるおそれがあること、また、都市基盤整備に係る事業期間が長期にわたること、多額の財政負担が発生することなど、課題が多いのも事実であります。加えて、都市基盤整備を行う上では、当該地区にそのニーズがあるということも必須の要件になりますが、本市では、現時点においてこういった声もお聞きしていない状況でございます。

また、御質問の中に、今回の市役所庁舎及び高浜小学校の基本方針の考え方と、都市計画マスタープランの地域別構想との関連について御指摘の部分がございましたが、公共施設あり方計画

のそもそもの趣旨として、40年間という長期的なスパンの計画の中で、将来を見据えて、公共施設が持つ機能を重視した考え方にに基づき、施設の長寿命化や機能の集約化・複合化などによる総量圧縮と財政シミュレーションから将来コストの削減目標を掲げ、平準化を図るといった内容となっており、都市基盤整備を考慮した計画内容とはなっておりません。したがって、市役所庁舎や高浜小学校につきましても、先ほど申し上げたように、老朽化等により早急な対応が必要であることから、更新の際に都市基盤整備をあわせて行うという考え方は持ち合わせていないことを御理解いただきたいと思います。

なお、公共施設のあり方計画につきましても、40年という長期にわたる計画でございますので、この間における社会経済情勢や市民ニーズの変化により、今後、どこかの地域で都市基盤整備事業の機運が高まり、具体化するような状況が出てまいりました際には、御提案のありました内容について検討する余地はあり得ることを申し添え、答弁とさせていただきます。

続きまして、(3)高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例についてお答えさせていただきます。

まず、条例施行後の高浜市の取り組み状況についてお答えいたします。

高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例は、市の役割だけでなく、市民や事業者の役割を明記し、自助、共助、公助の精神により、きれいなまちを目指すことに特徴があることは議員も御承知のことと存じます。本条例は、平成21年4月の施行以来、環境美化指導員や推進員のあり方、罰則の適用状況、条例の精神を次世代を担う子どもたちへ引き継ぐ方法など、議員各位を初め市民の皆様からも御助言をいただき、試行錯誤しながら条例の普及に努め、環境美化推進員の登録状況、ごみの減量の状況から、市民の皆様に着実に浸透しつつあると考えております。

具体的には、条例施行以来、継続して実施しています、市民行動の日 市民一斉清掃の実施や、空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止と、ふんの放置及び投棄の禁止対策としての看板設置及び希望者に看板を配布し、自己防衛に努めていただくよう要請をしてまいりました。

落書き禁止対策としては、広報等を通じて落書きに対し罰則規定がある旨を周知するなど、条例の趣旨普及に努め、落書きがあった場合には、毅然とした態度で対応をしてまいりました。

自動販売機への回収容器の設置と管理としては、事業者へ回収容器の設置をお願いし、条例で定める事業者の役割について御理解いただくよう努めてまいりました。

犬及び猫の管理対策としては、市内動物病院に「飼い主マナー遵守」の啓発ポスターの掲示依頼や、野良猫への餌やり禁止等の回覧の実施、狂犬病予防接種時に、犬のふん放置禁止チラシの配布などの啓発活動を実施し、愛知県動物保護管理センターと連携し、一部のマナーの悪い飼い主に対し、飼育指導を実施してまいりました。

土地の適正な管理といたしましては、土地所有者に対する草刈り等の協力依頼文書を送付し、適正な土地の管理を要請するとともに、不法投棄対策として、明らかに法律に抵触する場合につ

きましては、警察との連携により毅然とした態度で対応するなど、条例の条項ごとに、一つ一つ対策を講じてまいりました。このような行動がとれたのも、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例において、市民、事業者、行政がそれぞれの立場でできることから始められるよう、具体的な行動が条例に明記されているところによるものと考えております。

なお、ここ数年の状況といたしましては、条例施行当時は、一部のルール違反者に対してみずからの行動を改めていただけるよう、啓発活動を中心に行ってまいりましたが、違反をする原因の一つが、情報不足に起因する場合もあることがわかってまいりましたので、例えばワンルームマンションにお住まいの方に対し、分別便利帳を個別に配布したり、英語、ポルトガル語圏でない外国人の方には、お勤め先の方を通じた分別指導を実施するなど、情報不足対策に力を入れているところであります。また、啓発対象も大人から子供にシフトしつつあり、子供から大人へ啓発していただけるよう環境学習の強化にも努めているところであります。

次に、犬などのふん問題についてお答えいたします。

まず、市内でどれだけの犬が飼育されているのかということから申し上げますと、狂犬病予防法の関係により犬の登録が義務づけられておりますので、その数を把握することができ、ここ数年の状況は、平成23年度末で2,779頭、平成24年度末で2,866頭、平成25年12月末で2,863頭となっており、おおむね10世帯当たりで1頭から2頭飼育されていることとなります。

また、猫の飼育数につきましては登録の義務がないため、正確な数は把握できていない状況にあります。

犬などのふんによる被害については、正確な統計等とはっておりませんが、犬の登録件数の伸びほどは拡大していないと考えており、被害の場所もある程度は限定できることから、原因となるマナー違反者は全体のごく一部ではないかと考えております。

以上のような状況から、本市といたしましても、これまで広報たかはまによる啓発、飼い主と接する機会である狂犬病の予防接種時や犬の登録時にマナー向上のお願いをするとともに、現場への啓発看板の設置、飼い主宛ての啓發文書の送付などの対策を実施しているところですが、中でも被害の多い通学路周辺にお住まいの飼い主宛てに、被害の内容とマナー向上をお願いする啓發文書を送付することが、現時点で最も効果的な方法であると考えております。これは、自分一人だけならいいだろう、これぐらいなら大丈夫だろうといった、ごく一部のマナーの悪い飼い主に、直接被害状況を伝えることができるほか、ふんを放置するのが大人とは限らず、子供さんの場合も考えられ、保護者からの指導も期待できることから、効果を発揮しているのではないかと考えております。

また、この問題につきましては、平成24年の9月定例会で鈴木勝彦議員が取り上げていただき、ルールを守っている飼い主と連携した取り組みについて検討を重ね、飼い主が被害の実態を共有できる取り組みや、広報等で、逆に飼育マナーのよい方を紹介し、啓発するなど、従来と違った

視点での取り組みを順次展開し、最終的には、飼い主が環境美化推進員に登録していただけるよう働きかけをしてまいりたいと考えております。また、対策直後には一定の成果が得られるものの、しばらくするとまた問題が再発することもあり、通学路での対策は継続して実施してまいります。ここ最近の懸案である稗田川沿いの散策路においても、条例に定める環境美化推進地域の指定や罰則規定があることの周知、小学生を対象とした環境学習の中で、飼育マナーや被害実態などの学習も加えることを視野に入れ、対策を講じてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても冒頭に申し上げたとおり、条例の目的は、自助、共助、公助の精神によりきれいなまちを目指すものであり、犬のふんの問題につきましても、まず、当事者である飼い主の方にみずからの問題として御認識いただくことが重要と考えており、そのための啓発活動は継続して実施してまいりたいと考えております。

また、ペットショップや獣医師など、関係者にも飼い主との接触機会に飼育マナーの啓発に御協力いただくなど、さまざまな機会に粘り強く啓発してまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

〔企画部長 加藤元久 降壇〕

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） どうも、1回目の答弁ありがとうございました。

それでは、都市計画マスタープランから再質問をさせていただきます。

都市計画マスタープランでは、港地域の都市計画の基本方向としては、臨海部に一団の工業地が形成されているほか、内陸部においても工場が数多く立地しており、住工混在地区が広がっており、土地利用の純化あるいは調和を進めます。住工混在地区は都市基盤整備が実施されていないため、生活道路の強化や広場の確保によって防災機能を向上させ、安全で快適な市街地環境を形成しますと記載されており、碧海地区の堤外地についても住宅地として土地の利用の純化を図ると記載されていますが、まだ高浜市の被害想定がはっきり出ていませんが、この堤外地の区域については津波の被害が想定されますが、今後どのような整備計画を考えていくのか。

また、神明町の大部分は基盤整備が実施されていますが、神明町五丁目、六丁目、七丁目の大部分は基盤整備が行われておらず、地域の方からできるだけ早く基盤整備を実施してほしいとの声もありますので、今後どのように考えていくのか質問をさせていただきます。

次に、高浜市公共施設あり方計画と都市基盤整備について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁では、都市基盤整備には多額の費用と年数がかかり、課題も多く、当該地域にはそのような声は聞いていないとのことでしたが、現在の学校用地と幼稚園用地だけで、小学校それから公共施設の複合化のための図書館だとか体育館を併設するとなりますと、もう少し広げて検討する余地があるんじゃないのかと。都市計画マスタープランの計画の実現に向けての中でも、市民と行政の協働による都市づくりが重要となりますと記載されていますので、このような計画

を実施する場合には、地域の方にも十分説明をして理解をしていただくことが必要ではないかと思いますが、いかがお考えかお答えください。

高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、稗田川沿いの散策路においても条例で定める環境美化推進地域の指定ということを言われましたが、ほかにもこのような指定しているところがあれば教えていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（内藤皓嗣） 都市整備グループ。

○都市整備G（平山昌秋） それでは、最初の御質問であります碧海地区の堤外地に対する整備計画につきましてですが、議員が言われているとおり、大規模災害被害想定がいまだにまだ公表されておられません。今後、被害想定を受けて、高浜市地域防災計画を含めた防災対策を進めていくわけですが、現在、取り組みとしまして、同報無線の整備が完了し、防災ラジオの販売や地域の皆さんに参加していただける避難訓練を進めるなど、ソフト対策を優先して進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目の御質問の神明町五丁目、それと六丁目、七丁目につきましてですが、この地区は都市計画マスタープランでは、翼地域の都市づくりとして捉えております。この翼地区につきましては、都市計画道路豊田上半田線を境に、東側は現在とりかかっております工業系の土地利用の誘導を進めております。西側につきましては、住居系の土地利用の誘導を図ってまいります。中でも神明町六丁目につきましては、生産緑地を含む市街化区域内の農地が点在しております。また、神明町五丁目の翼小学校の東の農地につきましては、現在、農振農用地域に指定されていることから、今後の農業の施策との整合性を図りながら、優先順位を立てながら、必要な時期に新規住宅市街地として必要な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 経営戦略グループ。

○経営戦略G（山本時雄） 続きまして、高浜市公共施設あり方計画と都市基盤整備についての再質問ということで、こういった計画を実施する場合には、周辺地域の方にも事業内容について十分説明して、理解をしていただくことが必要ではないかというような御質問でございました。ただいまの御質問につきましては、当然のことながら、こういった計画を進めていく上では、周辺の方にも当然影響を及ぼすということもございますので、同意を得ながら必要な情報というものを提供させていただきながら、御理解のほうを賜っていきたいというふうには考えております。

○議長（内藤皓嗣） 市民生活グループ。

○市民生活G（山下浩二） それでは、環境美化推進地域の指定でございますが、この指定につきましては、現在、候補地は幾つかございますが、現時点では実績がないのが現状でございます。

と申しますのは、議員も御承知のとおりだと思いますが、高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の第14条に環境美化推進地域の規定がございまして、内容といたしましては、「市長は、市民等又は事業者が積極的に環境美化活動に取り組んでいる地域を環境美化推進地域として指定することができる」とされてございまして、また、「市長は、環境美化推進地域において、地域の自主的な環境美化活動を支援するもの」となっております。したがって、まず、当事者である飼い主の方に現状を把握していただき、積極的な環境美化活動に取り組んでいただけるよう働きかけをすることが必要でございまして、そのような機運が高まった後、環境美化推進地域の指定を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（内藤皓嗣） 2番、黒川美克議員。

○2番（黒川美克） どうも再質問ありがとうございました。

今いろいろと答弁をしていただきましたが、私が希望している答弁とは大分かけ離れた答弁となっております。一つ、特にお願いしたいのは、先ほど都市基盤整備には多額の費用と、それから期間がかかると、こういったお話がありましたけれども、私も以前市のほうで区画整理などを担当しておりましたけれども、これらの原因が実はあるわけですね。それは、事前にしっかりした地域に対する説明がなされていない。それで、工事が始まってからいろいろな問題が起きてきて事業期間が延びるだとか、そういったことがあるわけでございます。

一つ例を挙げますと、高浜中部特定土地区画整理事業、これはなぜ、副市長もおみえになりますのでよく御存じだと思いますけれども、なぜ高浜中部特定土地区画整理事業、ということは、これはなぜ特定がついているかということでございます。これは、いわゆる区画整理事業と圃場整備事業を一体として整備をしていく。これはちょっと筋が違うかもしれませんが、今までの考え方の中では、都市計画は都市計画、区画整理は区画整理、それから圃場整備は圃場整備ということで、単体で事業を実施しておった。中部土地区画整理がなぜ行わなければいけないようになったかという、これは工程の中に衣浦豊田線の買収が実はあったわけですね。それを早く完成させなければいけないということで、県のほうが国のほうといろいろと協議をしていただいて、区画整理単体でやるのではなくて、圃場整備と一緒にやろうということで特定土地区画整理を行ったわけです。

そういったいろんな手法もありますので、それから、そういったことを十分検討していただいて、少しでも、まだ被害想定は出ておりませんが、被害想定が出たときに高浜市がどのような被害を受けるのか、そういったことがわかった段階では、きちっとそういった基盤整備なんかも含めていろいろな計画をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。

○議長（内藤皓嗣） 副市長。

○副市長（杉浦幸七） これは黒川議員よく御存じだと思います。土地区画整理事業を市施行で

行ったのは、吉浜南部と高浜中部特定土地区画整理事業の2カ所だけです。その後はもうどちらかという組合施行に切りかえたということがあります。これは今、先ほど黒川議員が言われた一面もあるんですが、やはり市が誘導しての区画整理事業というのは、過去の経験から非常に難しく、地権者同意も厳しいということで、どちらかという地域の皆さんたちの発意からいろいろ勉強会を始めて、住民組合をつくって、自分たちがその事業の成立するまでやられた事業のほうが早く終わる、それは事実だろうと思う。再開発も同じでして、駅、三高駅、西と東、実は駅西地区のほうが事業を早くスタートしておるんですが、これは実は市施行、ところが東は組合施行で後から事業が進められたんですが、事業は東のほうが早く終わったと。やはりこれも今考えますと、地権者の総意がまとまったところが早く終わっているということなんです。

先ほど翼地区のいろいろありますけど、やはり過去にもいろんなお話が出た地域もございます。そういったところから、やはり皆さんが、この地域を何とかまちづくりで総意をまとめようという機運が盛り上がる。できればその地域の中で、先頭に立ってまとめていこうというような人が発掘できると、事業はみずから成り立つかもしれませんが、または今の経済情勢、地価の上昇がない時代というのは、なかなか非常に、成立条件としてはなかなか厳しいものがあるのじゃないかなというふうに思っていますが、やはり都市計画というのは、区画整理というのは、昔、都市計画の母と呼ばれた時代もありました。そういった意味では決して基盤整備を否定するものではございませんけど、今後のそういったことにもお互いに努力する、そうしたことが今後必要ではないかということをお願いしておきたいと思えます。

○議長（内藤皓嗣） 本日はこれをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午後4時7分散会
